

軍 縮 研 究

DISARMAMENT REVIEW

日本軍縮学会論文誌（電子版）

Electronic Journal of
Japan Association of Disarmament Studies (JADS)

2025 年 3 月

March 2025

Vol. 14, No. 1

第 14 卷 1 号

日本軍縮学会

Japan Association of Disarmament Studies (JADS)

目次

<研究論文 1>

(戸崎 洋史) …3

<研究論文 2>

(梅原 季哉) … 16

<書評 1>

浅田正彦著 『核不拡散と核軍縮の国際法』

(堀部 純子) … 30

<書評 2>

吉田文彦著 『迫りくる核リスク-〈核抑止〉を解体する』

(田中 慎吾) … 32

2024 年度日本軍縮学会研究大会概要報告 …… 34

日本軍縮学会第 16 回総会議事録 …… 38

日本軍縮学会第 20 回理事会議事録 …… 39

日本軍縮学会第 21 回理事会議事録 …… 40

研究論文 1

核戦略の動向と核軍備管理への含意

広島大学平和センター 准教授
戸崎 洋史

はじめに

バーナード・ブロディー (Bernard Brodie) は、核兵器が国際場裡に登場した翌年の1946年に早くも以下のように述べ、核戦争、さらには核戦争にエスカレートしかねない戦争自体の抑止を最優先の目標に据えた、現在にも通底する核戦略の根幹を喝破した。

原爆時代の米国の安全保障計画における最初の、そして最も死活的なステップは、攻撃された場合に同様の報復の可能性を保証する措置をとることである。このように述べる筆者は、原爆が使用される次の戦争でどちらが勝つかについて、ひとまず関心がない。これまで、我が国の軍事組織の最大の目的は戦争に勝利することであった。これからは、戦争を回避することが最大の目的でなければならない。それ以外の有益な目的は、ほぼありえない¹。

核戦略は、国家戦略および国家安全保障戦略を達成するための核兵器の活用に関して、具体的な目標、政策および計画のための指針を示すものである²。冷戦期から現在に至るまで、核保有国、実務家および専門家らによって様々な核戦略が考案・検討・構築され、核保有国は自国に適する核戦略を採用し、これに基づいてより具体的な核ドクトリンや核政策を策定してきた。核戦略はさらに、核兵器に関する外交的措置としての核軍備管理政策にも影響を与えてきた。

核戦略に対しては様々な分析のアプローチが考えられるが、本稿では第一に、核兵器について「戦略」が考案・検討・構築されてきた背景、ならびに核戦略の形成に作用する要因を概観したうえで、第二に、基本形としての主要な核戦略を取り上げ、それらの概略や現状を俯瞰する。第三に、核戦略が核軍備管理といかなる相互作用を有してきたかについて分析する。第四に、2010年代半ば以降の力の移行 (power transition) と戦略的競争の激化に伴い核兵器を取り巻く政治的・軍事的・技術的動向が大きく変容するなかで、核戦略、ならびにその下での核軍備管理政策にいかなる含意を及ぼしうるのかについて、現時点で考えうる論点を提起することとしたい。

1. 核戦略の背景と形成要因

(1) 抑止力としての核兵器

特定の兵器に関して、長期にわたって「戦略」が考案・検討・構築されてきたのは核兵器だけである。その要因は、言うまでもなく他の兵器と一線を画する核兵器の特異な性格である。核兵器は他の兵器を凌駕する爆発威力を持ち、攻撃目標に急速かつ確実に壊滅的な損害をもたらすだけでなく、民間人にも大規模に被害をもたらす無差別性や、放射線による長期にわたる被害をもたらすといった非人道性も指摘される。そうした核兵器

1 Bernard Brodie, "Implications for Military Policy," Bernard Brodie, ed., *The Absolute Weapon: Atomic Power and World Order*, Harcourt, Brace & Company, 1946, p. 76.

2 米国が2022年10月に公表した核態勢見直し (NPR) では冒頭に、「この NPR は、国家安全保障戦略 (NSS) および国家防衛戦略 (NDS) を支援する米国の核戦略、政策、態勢、および戦力を記述したものである」 (United States, *Nuclear Posture Review*, 2022, p. 1) と記述し、国家安全保障戦略などに対する核戦略の従属性を明記している。

は、戦争の帰趨を決する一方で、国家、さらには世界の破滅すらもたらしかねず、受忍可能なコストで使用することを著しく困難にする兵器として認識されていった。T・V・ポール (T. V. Paul) は、そうした核兵器が超大国や他の主要国の死活的な利益を保証する兵器とみなされただけでなく、軍事的・政治的・外交的に圧倒的な影響力を及ぼす国際システムにおける構造的パワー (structural power) を提供する兵器——米ソ二極構造を形成・維持せしめた最も重要な要素の一つとなり、大国の地位を象徴するとの認識ももたらした——としても位置づけられてきたと論じた³。

その核兵器について、すべての核保有国が最優先任務と位置づけてきたのが、敵対国による核兵器の使用や威嚇、ならびに核兵器の使用に至りかねない武力行使を抑止することである。もちろん、核兵器を通常戦力の延長線上に捉え、戦略爆撃の有効な手段と捉える主張も皆無ではなかった⁴。しかしながら、上述のような核兵器の特質から、核兵器と通常兵器を峻別すべきだとの認識へと収斂していく。また、核兵器を使用した場合に、敵対国からの核報復攻撃、あるいは国際社会からの厳しい非難や制裁といった不利益に比して、得られる利益は見合わないとも指摘しえた。核兵器使用後の推移を予見するのは難しく、想定をはるかに超える不利益や損失を被る可能性も皆無ではない。こうしたことは、核兵器の使用を想定しうる局面が極限される一方で、だからこそ核兵器の抑止力としての役割や価値が高まるというパラドクスをもたらした。

核兵器の主たる役割が抑止へと収斂していくなかで、核戦略は核抑止態勢の基本的な指針と示すものとして考案・検討・構築されてきた。そこでの中心的な論点となったのが、核革命 (nuclear revolution) 論であった。ロバート・ジャービス (Robert Jervis) をはじめとする核革命論者は、少数の核兵器でも急速かつ確実に大規模な損害をもたらすことは疑いようがなく、特に核兵器が弾道ミサイルに搭載される場合には防御が極めて困難であり、軍事的勝利は不可能になったとし、核時代にはアナーキな国際システムの常態とは逆に、相対的利得よりも絶対的利得 (としての共倒れの防止) が重要になり、核戦争の遂行が合理的な選択肢ではなくなるとともに、全面核戦争の回避自体が国益に直結するとの状況が生起したと論じた⁵。また、核兵器の圧倒的なパワーは小さな格差を無効化し、確実な第二撃能力を獲得できれば評価の焦点は能力よりも政治的意思になるとも論じられた⁶。こうした核革命論への是認と否認は⁷、後述する主要な核戦略の体系的な分岐点となったが、前者のみならず後者でも主眼はあくまで抑止であるとし、核革命論に基づく核戦略 (や抑止態勢) への批判は、主として抑止の信頼性の低さに向けられた。

(2) 形成に作用する要因

核戦略は、核兵器の特質だけでなく、むしろそれ以上に手段としての核兵器の活用に影響を及ぼしうる様々な要因が作用して考案・検討・構築されてきた。

第一に、核戦略は最も基本的な原則として、その上位に位置する国家目標、ならびに国家目標の実現を企図した国家戦略や国家安全保障戦略に基づいて策定される。第二に、国家戦略や国家安全保障戦略と同様に、核戦略もその国を取り巻く戦略環境、敵対国や周辺国などとの戦略関係、そうした国々の動向、ならびに脅威認識の影響を受ける。特に核戦略の策定にあたっては、潜在的・顕在的な敵対国の核兵器能力 (核戦力の数・種類、配備

3 T. V. Paul, "Power, Influence, and Nuclear Weapons: A Reassessment," T. V. Paul, Richard J. Harknett and James J. Wirtz, eds., *The Absolute Weapon Revisited: Nuclear Arms and the Emerging International Order*, University of Michigan Press, 2000, pp. 21-22.

4 William Liscum Borden, *There Will Be No Time, The Revolution in Strategy*, Macmillan, 1946 などを参照。

5 Robert Jervis, *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospects of Armageddon*, Cornell University Press, 1989 などを参照。

6 Richard J. Harknett, "State Preferences, Systemic Constraints, and the Absolute Weapon," Paul, Harknett and Wirtz, eds., *The Absolute Weapon Revisited*, p. 61.

7 核革命論に対する議論に関しては、梅本哲也『核兵器と国際政治—1945-1995』日本国際問題研究所、1996年、17-25頁などを参照。

状況、開発・将来動向など）、運用政策および意図をはじめとした核兵器をめぐる状況が重要な焦点になる。第三に、上記2つの要因も踏まえつつ、敵対国に対する抑止、抑止失敗時の対応、国家威信の増大、バーゲニング・パワーの保持などといった核兵器に期待する目的や役割が、核戦略の大きな方向性を定めていく。

第四に、自国の核戦力にかかる量的・質的能力と、それらの将来の見通しである。核兵器にいかなる目標や役割を期待したとしても、実現可能なレベルの能力なしにはそれらは机上の空論となる。他方で、目標や役割が追求すべき能力を規定するという側面もある。第五に、国内の政治要因として、たとえば政治・軍事指導者の信念（核兵器に対する認識や戦略的優先順位）、安全保障に関係する省庁や軍の意向、法的制約、あるいは世論の動向などが挙げられる。第六に、核兵器に対する国際的な制度や規範の制約である。核軍備管理条約・措置、国際人道法や武力紛争法、あるいは核兵器不使用の歴史・伝統・規範（核のタブーなど）は、ひとたび合意・受諾されれば核戦力や核態勢に一定の制約を課すこととなり、このことが核戦略の策定や採用にあたって影響を及ぼしうる。ただし、後述のように、核軍備管理などの合意や受諾には核戦略の影響が強く及ぶ。

核保有国が核戦略を検討・採用する際には、上述のような能動的要因（自国の状況や選好）と受動的要因（敵対国の動向を含む戦略環境など）が作用する。このことは、核戦略（またそれ以上に核戦略の下での核ドクトリンや核抑止態勢）が、自国の選好や願望だけでは規定し得ないことを表している。

2. 核戦略の系譜

核保有国が策定してきた核戦略は、概ね以下に挙げるようないくつかの基本形に区分することができる。同時に、後述の概観でも示唆されるように、各核保有国は特定の基本形を単純に受け入れたわけではなく、前節に挙げたような要因を勘案しつつ、いくつかの核戦略の要素も取り込んで、自国にとって適切な核戦略を構築してきた。

(1) 大量報復戦略

広島・長崎への原爆投下後、米国が最初に打ち出した核戦略は大量報復（Massive Retaliation）戦略であった。これは、核戦力にかかる米国の圧倒的な対ソ優位と、ソ連側の本格的な対米本土攻撃能力の欠如を背景に、米国・同盟国へのソ連による攻撃にはソ連本土に核兵器を用いた大量報復攻撃を行うとの意思を示すことで、通常戦力にかかる西側諸国の劣勢を補完し、ソ連による攻撃を抑止するというものであった⁸。しかしながら、大陸間弾道ミサイル（ICBM）を取得したソ連も米国本土に大量報復攻撃を遂行可能になったことで、米国の大量報復戦略は機能不全となり得た。また、ソ連の限定的な武力行使にも核兵器を用いた「大量報復」で応じるという大量報復戦略の信頼性および道義性の低さも批判された⁹。これ以降、大量報復戦略を（少なくとも公式に）採用する核保有国はないが、インドは核兵器の先行不使用および核兵器の非通常兵器化とともに、核攻撃に対する大規模報復を3つの柱に含めている¹⁰。

(2) 確証破壊戦略

ジョン・ケネディ（John F. Kennedy）米政権は大量報復戦略に替わる核戦略として、戦略核攻撃オプションに関しては、対兵力打撃（counterforce）や弾道ミサイル防衛により

8 John Foster Dulles, "Foreign Policy for Security and Peace," *Foreign Affairs*, Vol. 32, No. 3, April 1954, pp. 353-364 を参照。

9 大量報復戦略を批判したものとしては、Hans J. Morgenthau, "Will It Deter Aggression?" *The New Republic*, Vol. 130, March 29, 1954, pp. 11-14; Henry A. Kissinger, "Force and Diplomacy in the Nuclear Age," *Foreign Affairs*, Vol. 34, No. 3, April 1956, pp. 349-366 などを参照。

10 Alex Alfirraz Scheers, "Understanding India's Approach to Nuclear Strategy," *Diplomat*, November 6, 2024, <https://thedi diplomat.com/2024/11/understanding-indias-approach-to-nuclear-strategy/>.

自国の都市、国民、産業基盤などへの損害を限定するという損害限定 (Damage Limitation) 戦略と、都市や産業基盤への対価値打撃 (countervalue) を基調とする確証破壊 (Assured Destruction) 戦略とを検討し、最終的に後者が採用された。ロバート・マクナマラ (Robert S. McNamara) 国防長官は確証破壊能力を、敵の先制攻撃を受けても自国の報復攻撃によって敵に耐え難い損害——長期にわたって主要国として復活できないような損害とされ、ソ連については人口の 25 パーセント、産業の 3 分の 2 以上の破壊といった基準が示された——を確実に与える能力と定義した¹¹。

確証破壊戦略の選択は、米国だけでなくソ連も確証破壊能力を獲得したことで、ソ連に対する効果的な損害限定能力の獲得・維持は困難となり、「『損害限定』戦略そのものが現実性を失ったと論断されるに至った」¹²という、多分に消極的な理由によるものだった。それでも米国では、米ソがともに確証破壊能力を持つという相互確証破壊 (MAD) 状況の成立は、米ソ間で「戦略戦争 (産業、国民、あるいは戦略軍事戦力に対する攻撃を含む) を戦う公算が低い状態」¹³である戦略的安定 (strategic stability) の維持に好ましいとの認識が主流となっていった。

他方で、米国の実際の運用政策は、後述のように対兵力打撃を重視するものであり、確証破壊戦略も徐々に修正されていった。米国防総省の「核攻撃目標政策見直し」(1978 年)では、「米国はソ連の核の脅威を標的にし、2つの目標を達成しようとしている。第一に米国・同盟国双方への被害を限定すること、第二にソ連による強制を容易にするような戦後の核バランスが生じるのを防ぐことである」¹⁴とし、損害限定と確証破壊の考え方が混在していた。

同時期に、ソ連も対価値打撃を主軸とするような核戦略は採用していなかった¹⁵。しかしながら、1962 年のキューバ危機を経て 1969 年に米ソ戦略兵器制限交渉 (SALT) が開始される頃には、ソ連も核戦争に勝利することは不可能だとの考えを徐々に受け入れ、戦略的安定に関する米ソ間の見方の差異は小さくなっていったとされる¹⁶。

冷戦後の米露も、基本形としての確証破壊戦略を採用したわけではなかった。米国の運用政策は対兵力打撃を主軸とし、ロシアについては不明ながら「確証破壊」を明言しているわけではない。しかしながら、米露ともに確証破壊能力を維持する「状況」は現在も続いている。両国の核戦力近代化計画でも、残存性の高い戦略核戦力を量的にも高いレベルで維持することが志向されてきた。依然として他方からの戦略核攻撃に対する効果的な損害限定の実現は困難であるとの現実もある。それは、確証破壊を可能にする能力の保有が持つ他方への抑止の含意も十分に認識しつつ、(少なくとも基本形としての) 確証破壊戦略は採用していないとの、冷戦期からの「ねじれ」の状態が現在も続いていることを示している。

(3) 損害限定戦略

上述のように、米国は冷戦期に宣言政策としては損害限定戦略を採用しなかったが、実際の運用政策は対価値打撃ではなく対兵力打撃を基調としていた。確証破壊戦略の採用か

11 “Draft Memorandum for the President, Secretary of Defense to the President, Subj: Recommended FY 1966-FY1970 Programs for Strategic Offensive Forces, Continental Air and Missile Defense Forces, and Civil Defense,” December 3, 1964, p. 4 (cited in Keith B. Payne, “Deterrence via Intentional Civilian Targeting: A Dangerous Cold War Anachronism,” *Information Series*, No. 569, December 6, 2023, p. 3 などを参照。

12 梅本『核兵器と国際政治』66 頁。

13 Paul Stockton, “Strategic Stability between the Super-Powers,” *Adelphi Papers*, No. 213, 1986, p. 3.

14 U.S. Department of Defense, *Nuclear Targeting Policy Review*, November 1978, p. iv.

15 Desmond Ball, *Soviet Strategic Planning and the Control of Nuclear War*, Strategic and Defense Studies Center, Australian National University, 1983, p. 5.

16 Alexey Arbatov, “Understanding the US-Russia Nuclear Schism,” *Survival*, Vol. 59, No. 2, April-May 2017, p. 40.

らほどなくして、リチャード・ニクソン (Richard Nixon) 政権期にジェームス・シュレシンジャー (James R. Schlesinger) 国防長官が示した「シュレシンジャー・ドクトリン」では、確証破壊戦略への全面的な依存ではなく、対兵力打撃を含む柔軟な目標設定や硬化目標即時破壊能力の向上などにより、限定的な戦略核攻撃を遂行する能力を確保すると謳われた¹⁷。また、ジミー・カーター (Jimmy Carter) 政権期の相殺戦略 (Countervailing Strategy) では、核戦争におけるソ連の勝利可能性を低いものにするとの目標の下で、ICBM 戦力への強力な硬化目標即時破壊能力の付与を含めた対兵力打撃能力の改善が追求された¹⁸。そして、バラク・オバマ (Barack Obama) 政権が 2013 年に公表した「核運用戦略報告」では、「この新ガイダンスは、米国が潜在的な敵対国に対して重要な対兵力打撃戦力の維持を求めている。新ガイダンスは、『対価値打撃』あるいは『最小限抑止』といった戦略に依拠するものではない」¹⁹と明記した。

損害限定戦略は、敵対国による攻撃や目標達成を阻止する拒否的抑止に依拠したものであり、懲罰的抑止よりも核兵器使用が決断される可能性が高く、それだけ抑止の信頼性を高めようとされる。また、対兵力打撃は、国際人道法や武力紛争法の区分原則 (無差別・意図的に民間人・民用物を攻撃対象としない) に沿うものともいえ、さらに抑止失敗時には対価値打撃よりも相対的に現実的な対応を提供するものでもある。コリン・グレイ (Colin S. Gray) らは、「戦略家は、核戦争遂行の考えが魅力的だということではない。そうではなく、戦争を遂行し、生き残る能力が、抑止の実効性に不可欠だと考えている。…核戦争における勝利あるいは撃退は可能であり、そのような戦争は、その点に向けて遂行されなければならないかもしれない」²⁰とも論じた。

他方で、損害限定戦略は、戦略的安定を損ない、核兵器使用の敷居を低下させると批判された。抑止側は自国が被りうる損害を限定するために、また被抑止側は対兵力打撃によって無力化される前に、いずれも核兵器を早期に使用する必要性に駆られかねないためである。また、抑止側は実効性の高い対兵力打撃を可能にすべく、被抑止側は残存性を高めるべく、それぞれ核戦力増強の誘因を高めかねない。米国が冷戦期に宣言政策としての損害限定戦略の採用を見送ったのは、そうした不安定化を抑制するためであった。

損害限定戦略の実現には相応の規模の攻撃・防御能力の保持が必要となる。少なくとも本稿執筆時点までに、飛来する大量の弾道ミサイルに対する効果的な防衛能力を保有する国はない。また、敵対国の ICBM サイロ、ミサイル発射機、戦略爆撃機や原子力潜水艦の基地、核弾頭保管施設、指揮統制施設といった目標を、完全な無力化は難しいとしても相当な規模で攻撃し破壊するのに十分な核戦力を保持することも容易ではない。米露は一定レベルの対兵力打撃を可能にする戦略核戦力を相互に保持している。また、中国はインド太平洋地域における米国・同盟国への一定レベルの対兵力打撃を可能にする核・通常両用非戦略ミサイル戦力を保有している。これらの国々は、対兵力打撃による損害限定を核態勢に含めている (とみられる) ものの、基本形としての損害限定戦略を採用することは (少なくとも現時点では) 現実的ではない。

(4) 柔軟反応戦略

冷戦期の米国が確証破壊戦略に先立って打ち出したのが、柔軟反応 (Flexible Response) 戦略であった。これは、敵対国による攻撃の状況や程度に応じて、通常戦力を

17 “Press Conference of U.S. Secretary of Defense,” National Press Club, Washington D.C., January 10, 1974, reprinted in P. Edward Haley, David M. Keithly and Jack Merritt, eds., *Nuclear Strategy, Arms Control, and the Future*, Westview Press, 1985, pp. 94-100 を参照。

18 Harold Brown, “Nuclear War Strategy, PD-59,” statement before the Senate Foreign Relations Committee, September 16, 1980, reprinted in Haley, *et al*, *Nuclear Strategy, Arms Control, and the Future*, pp. 101-107 を参照。

19 United States, “Report on Nuclear Employment Strategy of the United States,” June 2013, p. 4.

20 Colin S. Gray and Keith Payne, “Victory Is Possible,” *Foreign Policy*, No. 39, Summer 1980, pp 20-21.

用いた反撃から非戦略核兵器の使用を経て戦略核兵器の使用に至る段階的な対応を用意し、その各段階でも核兵器の限定的な使用から大規模な攻撃まで様々なオプションを備えるというものであった。平時の一般抑止 (general deterrence) だけでなく戦時下の抑止 (intra-war deterrence) も念頭に置き、対兵力打撃を主軸として、エスカレーションを管理し、優勢を獲得する態勢をとること、そのなかで核兵器の使用可能性に信憑性をもたせることで、敵対国による攻撃やエスカレーションを抑止することが企図された。

米国は近年、柔軟反応戦略という言葉を用いているわけではないが、核態勢における柔軟性を引き続き重視している。たとえば、2022年の核態勢見直し (NPR) では、「米国が同盟国やパートナー国の防衛を抑止されたり、受け入れがたい条件で紛争終結を強要されたりしないことを明確に中国に伝え続ける柔軟な抑止戦略と戦力態勢を維持する」こと、「このような柔軟で調整可能な能力は、ロシアの指導部がいかなる規模の核使用の結果に関しても誤算しないようにするための鍵である」ことなどを明記した²¹。また、米国は NPR を含む近年の戦略文書で、「テーラード抑止 (Tailored Deterrence)」や「統合抑止 (Integrated Deterrence)」といった抑止政策を打ち出し、抑止対象や状況に応じて、核・通常戦力、また統合抑止では宇宙・サイバー領域、外交や情報など多様な手段、同盟国との連携なども統合しつつ、柔軟に運用して抑止するとの方針を強調している。そうした意味で、「柔軟反応」は引き続き、米国の核態勢の中核的な要素であると言える。

西側諸国の東側諸国に対する通常戦力の劣勢を与件として構築された冷戦期の米国の柔軟反応戦略では、ソ連側の通常攻撃に対する核兵器を用いた反撃の可能性が示されていた。米国は現在も、通常攻撃に対する核兵器の使用可能性を留保している。2022年 NPR では、「米国の核兵器が、米国やその同盟国・パートナー国に対する戦略的効果を持つ攻撃を抑止する役割を果たす可能性のある、依然として狭い範囲の事態がある」²²とした。これに先立つ2018年 NPR では、米国が核兵器の使用を検討する「極限的状況には、重大な戦略的非核攻撃が含まれる。重大な戦略的非核攻撃には、米国、同盟国・パートナー国の民間人またはインフラに対する攻撃、米国または同盟国の核戦力、その指揮統制、警告および攻撃評価能力に対する攻撃が含まれるが、これらに限定されない」²³とも記載した。

柔軟反応戦略の要素を取り込んだ核態勢を有する国としては、たとえばインドに対して核・通常戦力の双方で劣勢のパキスタンは、インドの通常攻撃に短距離弾道ミサイルなどを用いた早期の核攻撃で対応するとの抑止態勢を採用している。また、北朝鮮は近年、その核戦力が「戦争抑止」と「戦争遂行」の役割を担い、後者については武力紛争がエスカレートする過程で、「在韓米軍の軍事施設、司令部などの狭小な標的に命中させる能力を示すことで、米国に介入を躊躇させることを目的とする」ものであり、米韓連合軍に対して戦術核兵器を先行使用する可能性も示唆している²⁴。さらに、ロシアが採用しているとされるエスカレーション抑止 (escalate-to-deescalate) は、ごく少数の核兵器を示威的に爆発させ、武力紛争を核のレベルにエスカレートさせる決意を示すことで敵対国を抑止するというものだが、そうした警告的な核兵器使用はフランスなども以前からオプションに加えていた。

柔軟反応戦略は、状況に応じた核戦力の段階的な使用という点で大量破壊戦略よりも抑止としての信頼性は高いものの、それは同時に核兵器の使用可能性を高めうるというトレード・オフの関係にあることが指摘される。また、いったん核兵器が使用された場合に、エスカレーションを管理できる保証はないとの批判もみられた。

21 United States, *Nuclear Posture Review*, 2022, p. 11.

22 Ibid., p. 9.

23 United States, *Nuclear Posture Review*, 2018, p. 21.

24 倉田秀也「北朝鮮最高人民会議『核使用法令』採択」『研究レポート』日本国際問題研究所、2022年9月26日、<https://www.jiia.or.jp/research-report/korean-peninsula-fy2022-02.html>。

(5) 最小限抑止戦略

現在もそれぞれ 5000 発以上の核戦力を保有する米露とは異なり、最大でも数百発規模の核戦力しか保有していない他の核保有国が採用し（え）たのが、必要最小限の核戦力で敵対国を抑止するという最小限抑止（Minimum Deterrence）戦略であった。最小限抑止戦略を採用する核保有国は、最小限の核戦力で敵対国を十分に抑止できると考えたか、最小限の核戦力しか保有できなかったか、あるいはこれら両側面が入り交じるものであったかに大別できよう。また、「最小限」の核戦力で効果的な対兵力打撃を相応の規模で敢行するのは難しく、残存性のある核戦力を用いた対価値打撃が最小限抑止戦略の主軸となる。

最小限抑止戦略でいう「最小限」は、多分に主観的かつ可変的なものである²⁵。たとえば、英国およびフランスは、冷戦期にはそれぞれ 500 発程度の核兵器を保有した。ソ連／ロシアの脅威が大きく低減した冷戦後、英国は運搬手段を潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）のみとし、核兵器の総保有数も 180 発以下の規模に削減したが、2021 年 3 月になると戦略環境が変化しつつあるとして、総保有数を 260 発以下に引き上げると決定した。これに対して、フランスは、SLBM および爆撃機に核弾頭を搭載し、2015 年に核兵器保有数の上限を 300 発とすることを公表し、現在もその規模を維持している。

中国は、1964 年の最初の核実験の際に最小限抑止を宣言した。1980 年代以降は 200 発程度の核戦力で推移し、このうち米国に到達可能な ICBM も 20 基ほどしか保有していなかったが、2010 年代以降、中国は核弾頭数を増加させ、また ICBM や SLBM の急速な近代化を推進してきた。米国防総省は 2024 年 12 月に刊行した中国の軍事力に関する年次報告書で、2024 年時点で中国の運用可能な核弾頭数が 600 発超だと推計し、さらに「中国が 2030 年までに運用可能な核弾頭を 1,000 個以上保有し、その多くがより高い即応性レベルで配備されると推定している。また、……2035 年までその戦力を増強し続けるとみている」²⁶と評価した。さらに、この報告書では、中国が核・通常両用の短・中距離ミサイルを 3000 発以上保有していると推計した²⁷。中国はこの間も、「核戦力を国家の安全保障に必要な最小限のレベルにとどめてきた」²⁸と繰り返している。他方で、中国は少なくとも非戦略レベルでは、上述のような短・中距離ミサイル戦力により対兵力打撃の実施が可能であり、1990 年代半ばにはすでに戦略レベルと非戦略レベルで異なる核戦略を採用している可能性も指摘されてきた²⁹。さらに、趙通（Tong Zhao）は以下のようにも分析している。

（中国の）公式な軍事ドクトリンには、核戦力が「戦争準備」や「戦略的勝利の獲得」を強調する一方で、戦争遂行に根強く反対するなど、ますます支離滅裂な要素が含まれており、核政策の立案が、明確な軍事的必要性や確固とした方法論よりも、漠然とした政治的命令によって推進されるトップダウンのプロセスであることを示唆している。明確に定義され、徹底的に検討された軍事目標が欠如しているため、中国は自らの政策を公に説明することができず、また、米国と核制限について交渉する用意がある状況について明確な立場を打ち出すこともできない³⁰。

25 中国、英国およびフランスの最小限抑止戦略に関しては、Science Applications International Corporation, *Minimum Nuclear Deterrence Research: Final Report*, Defense Threat Reduction Agency, May 15, 2003 などを参照。

26 The U.S. Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2024*, December 2024, p. 101.

27 Ibid., p. 166.

28 “Statement by China,” General Debate, Second Preparatory Committee for the 11th NPT Review Conference, July 23, 2024.

29 Alastair Iain Johnson, “China’s New ‘Old Thinking’: The Concept of Limited Deterrence,” *International Security*, Vol.20, No.3, Winter 1995/96, pp. 5-42.

30 Tong Zhao, “The Real Motives for China’s Nuclear Expansion,” May 3, 2024, *Foreign Affairs*, <https://www.foreignaffairs.com/china/real-motives-chinas-nuclear-expansion>.

インドは、パキスタンに対するより柔軟な対兵力打撃オプションを模索しつつあるものの、パキスタンの核戦力を効果的に無効化できるような対兵力打撃は難しく、これにパキスタンが反応することで不安定性も高まるとして、最小限抑止から脱却できていないとされる³¹。

最小限抑止戦略は核革命論と親和性が高く、その論者からは、米国も最小限の核戦力で敵対国を抑止でき、このため核兵器の大幅削減が可能だとの議論もある³²。しかしながら、そうした議論は、敵対国が最も価値を置く目標を攻撃対象としてカバーできなくなる可能性、抑止失敗時に対価値打撃以外の選択肢を提供できない可能性、対価値打撃を道義性に反するとして躊躇する可能性、敵対国が米国を凌駕する核戦力の獲得に強い関心を持つ可能性、拡大核抑止の信頼性も低下する可能性などから厳しく批判されてきた³³。

(6) 限定核戦争論

冷戦期に大量報復戦略に対する批判として提案された核戦略の一つが、限定核戦争 (limited nuclear war) 論であった。たとえばヘンリー・キッシンジャー (Henry A. Kissinger) は、米ソがともに大量報復能力を保有する状況において、これを用いた全面戦争は国家生存の危機における最後の手段としてのみ発動され得る「絶望的行為」であることから、抑止力の維持には核兵器の使用を組み込んだ限定戦争の戦略を考案する必要があると論じた³⁴。その限定核戦争論では、非戦略レベルから戦略レベルへのエスカレーションを切り離し、米ソ全面核戦争のリスクを抑制しつつ、敵対国をより効果的に抑止することが検討・提案された。しかしながら、限定核戦争論は、核攻撃のエスカレーションが制御不能に陥る可能性を排除できないこと、核攻撃の意図を敵対国が「限定的」だと認識する確実性に欠けること、敵対国も核兵器を限定的に使用するとは限らないこと、核戦争が管理可能性を強調すれば核兵器の使用可能性が高まりかねず、抑止効果が損なわれることなどといった観点から批判され、柔軟反応戦略の構築に大きな影響を与える一方で、限定核戦争論自体が米国の核戦略として採用されることはなかった。

米国では冷戦後、米国に敵対的な地域諸国に対して小型核兵器などを用いた限定的な核兵器の使用・威嚇により抑止・対処することが検討された。また、中露との戦略的安定のためには限定と自制の意思伝達にも益するような態様での核攻撃能力が必要だとして、低出力核兵器の導入も提案された³⁵。後者については、2018年のNPRで導入が決定され、少数の低出力核弾頭がSLBMに搭載・配備されている。他方で、限定的な核兵器の使用という抑止態勢が直面しうる課題は、冷戦期の限定核戦争論に対する批判と、根本的には変わっていない。とりわけ、通常戦争から核戦争へのエスカレーションと、限定的な核兵器の使

31 Christopher Clary and Vipin Narang, "India's Counterforce Temptations: Strategic Dilemmas, Doctrine, and Capabilities," *International Security*, Vol. 43, No. 3, Winter 2018/19, pp. 7-52.

32 James Wood Forsyth, Jr., B. Chance Saltzman and Gary Schaub, Jr., "Remembrance of Things Past: The Enduring Value of Nuclear Weapons," *Strategic Studies Quarterly*, Vol. 4, No. 1, Spring 2010, pp. 74-89; Sidney D. Drell and James E. Goodby, "Nuclear Deterrence in a Changed World," *Arms Control Today*, Vol. 42, No. 5, June 2012, pp. 12-13 を参照。

33 Keith B. Payne, "Why US Nuclear Force Numbers Matter," *Strategic Studies Quarterly*, Vol. 10, No. 5, Summer 2016, pp. 4-9; Keith B. Payne, John R. Harvey, Franklin C. Miller and Robert Soofer, "The Rejection of Intentional Population Targeting for 'Tripolar' Deterrence," *Real Clear Defense*, September 26, 2023, https://www.realcleardefense.com/articles/2023/09/27/the_rejection_of_intentional_population_targeting_for_tripolar_deterrence_982200.html などを参照。

34 Henry A. Kissinger, *Nuclear Weapons and Foreign Policy*, Westview Press, 1957.

35 Elbridge Colby, "Defining Strategic Stability: Reconciling Stability and Deterrence," Eldridge A. Colby and Michael S. Gerson, eds., *Strategic Stability: Contending Interpretations*, Strategic Studies Institute and U.S. Army War College Press, 2013, p. 65.

用後におけるエスカレーションの相違を抑止側・非抑止側の双方が等しく認識するとは考えにくく、意図せざるエスカレーションが生じるリスクは低くはない³⁶。

(7) 拡大核抑止

核戦略の一つに据えるのが適切か否かはおくとして、米国は冷戦期から現在至るまで、欧州およびアジアの同盟国に拡大核抑止を提供してきた。また、ロシアは2022年2月のウクライナ侵略後、ベラルーシに核兵器を配備しつつ拡大核抑止の供与を打ち出した。

拡大(核)抑止では、敵対国に対する抑止と、同盟国に対する安心供与(reassurance)のそれぞれ信頼性が常に問われ、それらの維持・強化のために、自国に対する攻撃の抑止に必要なものを超えた能力、措置あるいは対応が必要となりうる³⁷。抑止だけでなく安心供与も強く意識した措置として、北大西洋条約機構(NATO)では拡大核抑止の被供与国内への核兵器の配備、被供与国との核共有、あるいは拡大(核)抑止に係る協議メカニズムの設置などが行われてきた。日本や韓国も2010年代以降、それぞれ米国との拡大抑止協議メカニズムを発展させている。また、敵対国の(核)攻撃に対する供与国の損害限定は、抑止および安心供与の信頼性を高める重要な施策の一つとなる。近年、英仏が拡大核抑止力を提供する欧州核抑止構想への関心が論じられることがあるが、両国がそれぞれ保有する核戦力の規模などから、実現可能性は疑問されている。

3. 核戦略の下での核軍備管理

核戦略は、具体的な核ドクトリンや核政策の方向性を規定するものとして考案・検討・採用されるものであり、その核政策における外交的措置の1つとしての核軍備管理政策の動向にも作用してきた。

第一に、核戦略は核軍備管理への合意の可能性と限界を示唆し、採用した核戦略に必要な核戦力や運用政策を制限・禁止しない核軍備管理措置であれば合意が可能になる。米ソ／米露の二国間核軍備管理条約は、それぞれの核戦略に矛盾しない核戦力の規模で締結されてきた。このうち、米国は(少なくとも)冷戦後、対兵力打撃を重視して設定された戦略核攻撃目標に対して必要な戦略核弾頭数を算定し、これを下回る削減を条約で規定する提案には反対してきた。

最小限抑止戦略を採用してきた国々は、英仏の一方的措置以外に核戦力の制限・削減を実施していない。最小限抑止戦略の下では、残存性のある第二撃能力を主として対価値打撃を可能にする規模で維持することが最低限の要件となり、その意味では損害限定戦略などに必要な規模よりも少ない核戦力での核軍備管理措置の受諾が可能である。他方で、上述のように「最小限」の核戦力の規模は、目標・目的、状況、脅威認識などによって増加することもある。また、そうした可変性を維持する必要性を認識する場合には、状況を固定化するような核軍備管理を他国と法的拘束力を持つ形で締結することには消極的となる。最小限抑止戦略は、核軍備管理(特に核兵器の削減)に一概に親和的だとはいえない。

運用面に関しては、採用する核戦略以上に、能力の側面に核軍備管理への対応が影響を受ける側面が強いように思われる。たとえば、柔軟反応戦略や損害限定戦略では対兵力打撃への依存度が通常戦力より核戦力のほうが高いほど、また最小限抑止戦略では第二撃能

36 Christopher J. Watterson, "Nuclear Weapons and Limited War: A Return to the Nuclear Battlefield?" *Comparative Strategy*, Vol. 39, No. 1, 2020, p. 22.

37 デニス・ヒーリー(Denis W. Healey)元英国防相は、「ソ連の攻撃を抑止するには米国の報復の信頼性が5%で足りるが、同盟国を安心させるには95%の信頼性が必要だ」とも述べている(Denis Healey, *The Time of My Life*, Norton, 1989, p. 243)。他方、拡大抑止の受益国に対する安心供与の課題は、そのための措置の多くが拡大抑止の強化に直接的に寄与するわけではなく、デモンストレーションや自己満足に終始することもあると指摘したのもとして、Adam Mount, "The US and South Korea: The Trouble with Nuclear Assurance," *Survival*, Vol. 65, No. 2, April-May 2023, p. 128 を参照。

力の残存性が低いほど、核兵器の先行不使用政策や警戒態勢低減といった核軍備管理措置は採用し難くなる。また、拡大核抑止は、能力面・運用面の双方で核軍備管理の抑制要因となりうる。上述のように、拡大核抑止では敵対国への抑止だけではなく、同盟国への安心供与も重要になり、抑止に必要なレベル以上の核戦力や核態勢が必要となるからである。米国が先行不使用政策や唯一目的 (sole purpose) 政策を採用していない一因には、拡大核抑止の信頼性低下を懸念する同盟国の懸念や反対も挙げられている。

第二に、核戦略の宣言政策としての公表は、その国の核ドクトリンや核政策の方向性を他国に示すという意味で、それ自体が透明性措置であり、これにより誤解に基づく安全保障ジレンマの生起を抑制するといった信頼醸成措置にもなりうる。他方で、核戦力の規模・態様、強化の状況、運用の動向などが公表された核戦略と齟齬があるといった疑念が生じれば、透明性措置や信頼醸成措置としての価値は大きく低下する。意図の透明性が重要だと主張する中国の宣言政策に対して信頼性への疑問が提起されるのは、能力面にかかる中国の透明性が著しく欠如しているためである。

第三に、自国が採用した核戦略の実効性を高めるべく、あるいは他国との核戦略（やその下での核ドクトリン／政策）の相互作用がもたらしうる不安定性を抑制するために、外交的手段として核軍備管理を活用することである。核戦略の実効性は、第一義的に自国による核戦力や核態勢の整備によって維持・強化されるが、敵対国の核戦力や核態勢を核軍備管理によって制限できれば、その相対的な実現が可能になる。また、「戦争の可能性、戦争勃発時の範囲と暴力性、ならびに戦争準備の政治的・経済的コストを低減するための、潜在的敵対国間でのあらゆる形態の軍事的協力」³⁸としての核軍備管理を通じて核戦力や核態勢への制約を相互に制約を受け入れれば、安全保障ジレンマ、意図せざる核兵器使用やエスカレーション、軍拡競争といった核戦略がもたらしうる負の側面の抑制に寄与しうる。

第四に、核軍備管理が核戦略に影響を及ぼすという側面も皆無ではない。もとより、核保有国は締結・受諾した核軍備管理条約・措置に拘束され、それらに反しない核戦略を策定することが求められる。しかしながら、あくまで核戦略が核軍備管理に優先するという構図に変わりはない。志向する核戦略が以前に合意・受諾した核軍備管理と齟齬をきたす場合には、条約違反や脱退、あるいは措置の撤回もなされうる。米国による 2002 年の弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM 条約) 脱退は、米国に敵対的な地域諸国による長距離弾道ミサイル攻撃に対して、条約に反する態様で弾道ミサイル防衛システムを開発・配備することを優先したものであった。また、2010 年代半ばに発覚したロシアによる秘密裏の中距離ミサイル開発・配備という中距離核戦力全廃条約 (INF 条約) 違反は、主として NATO を対象とした地域抑止力の強化の必要性を反映したものであった。

国際人道法、武力紛争法、あるいは核兵器の非人道性といった規範的側面が核戦略に及ぼす影響も、少なくとも現時点では限定的である。最小限抑止が主軸とせざるをえない対価値打撃は、区分原則の観点から国際人道法や武力紛争法に抵触しかねない。また、上述したオバマ政権の「核運用戦略」では、対価値打撃や最小限抑止に依拠しない理由として、「すべての計画が武力紛争法の基本原則にも合致していなければならない」としたうえで、「区別と比例の原則を適用し、文民集団や文民対象への巻き添え被害を最小限に抑えるよう努める。米国は、意図的に民間人や民間物を標的にすることはない」³⁹と記載したが、それ以上に米国による対兵力打撃の採用は抑止力としての信頼性を重視したものである。さらに、核保有国・同盟国は、核兵器禁止規範を重視する非核兵器国が主導して 2017 年に策定した核兵器禁止条約に強く反対して署名せず、国際慣習法化も否定して自国は拘束されないと明言している。

38 Thomas C. Schelling and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control*, The Twentieth Century Fund, 1961, p. 2.

39 United States, *Report on Nuclear Employment Strategy of the United States*, June 2013, pp. 4-5.

ブラッド・ロバーツ (Brad Roberts) は、「核戦争が人道的にいかなる結果をもたらすかを考えれば、核兵器そのものが不道徳であり、その使用や保有、抑止の実践も不道徳であるという結論に至る人もいる。…核兵器の存在は避けられない事実であり、抑止は防護義務から導かれる道徳的義務だと考える人もいる」⁴⁰としたうえで、「政策の道徳的背景を、軍縮か防護か、いずれか一方の道徳的義務に還元することはできない。倫理的な核政策は、両方の義務に留意し、バランスを取ることができる場合にはバランスを取り、どちらかを選ばなければならない場合にはどちらかを選ばなければならない」⁴¹と論じた。核保有国は、核問題に関して提起される（特に禁止）規範が核戦略に齟齬をきたす場合には、核戦略を優先してきた。リベラルな国際秩序を重視してきた西側の核兵器国は、核問題にかかる規範の動向に程度の差はあれ留意するのに対して、力・国益を重視する権威主義的核保有国は規範を軽視する傾向が強く、西側核兵器国は規範を受け入れが権威主義的核保有国に対する一方的な不利益を被りかねないと懸念し、結果として西側核兵器国もそうした規範の受け入れに消極的となる。

4. 核戦略および核軍備管理の変容？

核兵器の基本的な特質が根本から変化する可能性は極めて低いとすれば、核戦略の今後の動向は核兵器を取り巻く状況に影響を受けていくと考えられる。そして、近年、その状況は急速に変容してきた。2000年代後半にはすでに抑止の複雑化が論じられていたが⁴²、十数年あまりで複雑化はさらに進行している。核戦略は、そうした複雑化に強く影響を受けて変容するのか。あるいは核兵器の基本的な特質は、（これまでと同様に）進行中の抑止の複雑化を引き続き捨象しう程度の差異に留めるのか。核兵器を取り巻く状況の変容は進行中で、現時点で核戦略の将来を見通すことは容易ではない。ここでは、核戦略の今後の変容可能性と、これに伴う核軍備管理の動向について、論点を提示してみたい。

核兵器を取り巻く状況の変容として第一に取り上げるべきは、核抑止関係、特に核大国の多極化である。ジェームス・ワーツ (James J. Wirtz) は、多極的な核の環境では、勢力均衡の政治は核の勢力均衡の政治となり、危機における安定 (crisis stability) の確保は難しく、また潜在的敵国の可能性のあるいかなる組み合わせに対しても MAD の強力な状況になるまで軍拡競争にかかる安定 (arms race stability) もありそうにないと論じた⁴³。米露中という3つの核大国が並立するという初めての状況が生じつつあるなかで、三つ巴の確証破壊あるいは相互脆弱性は、核バランスの計算が複雑化する3カ国間の核抑止関係でも戦略的安定に寄与するのか。いずれかの国に核戦略の修正や変更を迫るのか。そうした状況では、中国は実態としては最小限抑止を脱した核戦略を構築していくかもしれない。また、米国についても、対兵力打撃に限定するのではなく、最も厳しい状況における対価値打撃を取り込んだハイブリッド型の核戦略へと移行すべきであるとも論じられている⁴⁴。あるいは、他の2カ国に対する効果的な核抑止をもたらすべく、これら3カ国は新たな核戦略を構想する必要に迫られるのであろうか。

第二に、地域レベルでの核関係の多極化である。核大国が位置・関与し、また核兵器を保持する（潜在能力を持つ）主要国が存在する地域では、戦略的競争下で地政学的競争が激しさを増している。その地域レベルでは、核大国間の相互脆弱性が安定・不安定逆説

40 Brad Roberts, "Introduction," Brad Roberts, ed., *Morality and Nuclear Weapons: Practitioner Perspectives*, Lawrence Livermore National Laboratory, 2023, p. 4.

41 Brad Roberts, "Dealing with Moral Complexity in Nuclear Policy Making," Roberts, ed., *Morality and Nuclear Weapons*, pp. 31-32.

42 たとえば、T. V. Paul, Patrick M. Morgan and James J. Wirtz, eds., *Complex Deterrence: Strategy in the Global Age*, University of Chicago Press, 2009 を参照。

43 James J. Wirtz, "Beyond Bipolarity: Prospects for Nuclear Stability after the Cold War," Paul, Harknett and Wirtz, eds., *The Absolute Weapon Revisited*, pp. 151-152.

44 Keir A. Lieber and Daryl G. Press, "US Strategy and Force Posture for an Era of Nuclear Tripolarity," *Issue Brief*, Atlantic Council, April 2023.

(stability-instability paradox) を惹起し、中露による「核の影」の下での力による現状変更を助長する可能性が懸念されてきた。ロシアによるウクライナ侵略は、その具現化でもあった。また、地政学的競争では、地域的なバランスが全体的な核・通常戦力の優劣よりも危機における結果の決定要因になるが⁴⁵、地域における当事国間の能力、利益および決意の当事国間の非対称性は小さくない。構造的には冷戦期・冷戦後にも見られた構図だが、関係するアクターの数や能力の変容は、核保有国に核戦略の修正あるいは新たな策定を求めるのだろうか。ウクライナ戦争におけるロシアによる核恫喝から得られる教訓の1つは、安定・不安定逆説が具現化する状況では、戦略レベル以上に非戦略レベルの抑止力が重要だということであったが、柔軟反応戦略や限定核戦争論（あるいはそれらの派生形）を踏まえた、あるいはそれらとは異なる地域レベルの核関係に焦点を当てた新たな核戦略の発展が促されるのであろうか。

第三に、上述のような第二核時代⁴⁶の課題に加えて、第三核時代⁴⁷の課題である戦略的非核戦力の発展とその核戦略への含意である。より先端的な通常戦力、宇宙・サイバー領域、新興技術（人工知能（AI）や量子技術など）が戦略的非核戦力として発展し、核保有国の抑止態勢に重要な役割を担いつつある。とりわけサイバー領域や新興技術の発展は、核と非核の絡み合い（entanglement）や境界の曖昧化を促進させると考えられている。さらに、戦略的非核戦力の発展は、移動式弾道ミサイルやSLBMといった非脆弱な第二撃能力が脆弱化する可能性、ならびに核兵器使用の指揮統制や意思決定における誤解や誤認をもたらす可能性、ならびに危機時におけるエスカレーションの加速化（双方ともに他方の能力を可能な限り早期に破壊する誘因が高い）の可能性も指摘されている⁴⁸。

ヘザー・ウィリアムス（Heather Williams）は、「戦略的安定はもはや核の領域だけでは成り立たず、国家は自分たちが有利と考える他の領域で活動することになる。このことは、同種の交換に基づく軍備管理に対する挑戦である」⁴⁹とも論じている。そうしたなかで、「核」戦略はそうした変容（可能性）を柔軟反応戦略に組み込んだ発展形として再構築されていくのか、あるいは核・非核が絡み合うだけではなく従前以上に統合されることにより、「核」戦略としての形は残らなくなるのか。それとも、核戦力と非核戦力の間には依然として隔絶した相違があると認識され、核戦略自体に大きな変容をもたらすものとはならないのであろうか。

最後に、核軍備管理への含意である。2010年の米露による新戦略兵器削減条約（新START）締結以降、核軍備管理は新たな進展なく停滞してきただけでなく、戦略的競争の激化に伴う形で逆行しつつある。核戦力も増加傾向に転じ始めた。核軍備管理が核戦略の動向に規定されるとすれば、上述のように核兵器を取り巻く状況の変化を受けて今後の核戦略のありかたが模索されるなかで、三つ巴の核大国による核軍備管理（いかなるバランスであれば安定性を維持・強化できるか）、地域レベルでの核軍備管理（安定・不安定逆説や早期の核兵器使用などをいかにして抑制・防止できるか）、ならびに核・非核の絡み合

45 Paul Huth and Brice Russett, "Deterrence Failure and Crisis Escalation," *International Study Quarterly*, Vol. 32, No. 1 (March 1988), pp. 29-45.

46 Paul Bracken, *The Second Nuclear Age: Strategy, Danger, and the New Power Politics*, Griffin, 2013 などを参照。

47 Andrew Futter and Benjamin Zala, "Strategic Non-Nuclear Weapons and the Onset of a Third Nuclear Age," *European Journal of International Security*, Vol. 6, No. 3, August 2021, pp. 257-277 などを参照。

48 James M. Acton, "Escalation through Entanglement: How the Vulnerability of Command-and-Control Systems Raises the Risks of an Inadvertent Nuclear War," *International Security*, Vol. 43, No. 1, Summer 2018, pp. 67-82; Futter and Zala, "Strategic Non-Nuclear Weapons and the Onset of a Third Nuclear Age," pp. 257-277; Nobumasa Akiyama, "AI Nuclear Winter or AI That Saves Humanity? AI and Nuclear Deterrence," Joachim von Braun, et.al., eds., *Robotics, AI, and Humanity: Science, Ethics, and Policy*, Springer, 2021, pp. 161-170 などを参照。

49 Heather Williams, "Asymmetric Arms Control and Strategic Stability: Scenarios for Limiting Hypersonic Glide Vehicles," *Journal of Strategic Studies*, Vol. 42, No. 6, 2019, p. 795.

いを踏まえた核軍備管理（意図せざるエスカレーション、あるいは核戦力の脆弱性の高まりによる不安定化といった課題にいかに対応するか）など、今後の核軍備管理の目的や方向性を見定めるのは容易ではない。

この間、核リスクの高まりをはじめ核抑止関係の不安定化が一層強まりかねないとなれば、当面の取り組みとして危機管理メカニズムや核リスク低減への合意に焦点を当てるほかに思われる。特に、武力衝突から核レベルへのエスカレーションまでの時間が短縮されつつあることから、危機時のエスカレーションの防止や抑制を目的とした軍備管理を少しでも積み上げることは喫緊の課題である。また、広島・長崎への原爆投下から80年にわたる核兵器不使用の歴史、伝統あるいは規範を改めて想起することも必要である。「核兵器を使用してはならない」「核兵器を使用させてはならない」という2つの責任を、とりわけ核保有国は適切なバランスで果たすことが求められる。

おわりに

核戦略の基本的な構図は、冷戦期から長年にわたって大きくは変わらなかった。しかしながら、核兵器を取り巻く状況が二極から多極への移行、戦略レベルから非戦略レベルへの焦点の移行、ならびに核抑止関係に大きな影響を及ぼしうる戦略的非核戦力（特に新興技術など）の急速な発展という、既存の枠組みを大きく変容させるような変化が進行するなかで、核戦略にも大きな変容がもたらされるのか、あるいは他の兵器と隔絶した核兵器の性格は、そうした外的要因によっても核戦略の基本的な構図を変容させないのであろうか。核兵器を取り巻く状況の変容も、それらが核戦略に及ぼす含意、ならびにそうした状況に適した核戦略のあり方などについて、議論は緒についたばかりであり、少なくとも現時点ではその方向性を見定めることは容易ではない。そうだとすれば、まずは核戦略の様々な可能性、その利点と欠点、抑止関係の安定性に及ぼしうる含意などを注意深く検討することから始める必要があるだろう。

研究論文 2

核兵器使用の問題に対する日本における断層の系譜 ——第2回国連軍縮特別総会（1982年）をめぐって——

広島市立大学広島平和研究所 教授
梅原 季哉

はじめに

2024年10月11日、広島と長崎の原爆被爆者たちの連合組織であり、長年にわたって原爆被爆の実相を伝え、核兵器廃絶を提唱してきた日本被団協に対して、同年のノーベル平和賞が授賞されるとのニュースを、日本の各メディアはこぞ大きく報じた。これに関して日本政府も、石破茂首相が訪問先のラオス・ビエンチャンでの記者会見で「長年、核兵器の廃絶に向けて取り組んで」きた被団協への平和賞授与は「極めて意義深い」と発言し、「核なき世界」の実現という目標を共有し、追求し続ける姿勢を示した¹。

だが、「唯一の戦争被爆国」として掲げる核兵器の廃絶という目標の重要性については、「広島・長崎」に代表される反核運動の市民社会と、日本政府の認識は確かに一致しているものの、実際には、両者の核兵器をめぐる規範の受容姿勢には、明確なずれがある。その最たるものが、ノルウェー・ノーベル賞委員会が、被団協への授賞理由として、同団体の核廃絶に向けた努力と共に挙げた、「証言を通じて『核兵器は二度と使われてはならない』と示してきた」²取り組み、つまり核兵器不使用規範（「核のタブー」）をめぐる評価である。石破は、被団協の平和賞を歓迎した上記の記者会見では、核のタブーには触れなかった。

そうした距離感は、単なる石破首相個人の政治姿勢の反映や、偶然の産物ではなく、冷戦期から現在に至るまで続いてきた歴史的系譜の中で位置付けられるべき事象である。本論文は、日本国内に存在する核兵器不使用規範の受容ぶりに関する「断層」が明確かつ象徴的な形で露呈した事例として、1982年6月から7月にかけて開催された第2回国連軍縮特別総会（SSD II）を取り上げる。とりわけ、これまで知られていなかった裏面も含めて、上述の「断層」構造を浮き彫りにすることを主題とするものである。

1. 「軍縮の年」とグローバルな市民社会

(1) 日本人3割が反核運動に関与

1982年1月1日の朝日新聞に、朝刊1面2番手の扱いで、「軍縮の年 高まる声」という見出しの記事が載った³。冒頭で、SSD IIが6月7日から7月9日までの日程で開かれることを契機に、新しい年が「『軍縮の年』となりそうな動きだ」と切り出していた。日本政府では、鈴木善幸首相が自ら出席する方針を早々に固めており、非核三原則を守っている平和国家として、「核軍縮、とりわけ包括的核実験の禁止を訴えるものとみられる」と予測していた。また、評論家の中野好夫らの呼びかけで、SSD IIに合わせて「核兵

¹ 「ASEAN関連首脳会議出席等についての内外記者会見」、首相官邸、2024年10月11日、https://www.kantei.go.jp/jp/102_ishiba/statement/2024/1011naigai.html、2024年12月28日アクセス。

² “Nobel Peace Prize 2024: Press Release—Announcement,” The Norwegian Nobel Committee, October 11, 2024, <https://www.nobelprize.org/prizes/peace/2024/press-release/>, accessed December 28, 2024.

³ 『朝日新聞』1982年1月1日。

器完全禁止と軍縮を要請する国民運動推進連絡会議」が前年 11 月に立ち上がり、宗教団体などもシンポジウムや署名運動に取り組む構えであることなどを報じる内容だった。

ソ連のアフガニスタン侵攻を受けたデタント終焉という国際関係の基調は、カーター前米政権の末期にすでに存在したが、「力による平和」路線を打ち出し、軍拡路線を進み始めたレーガン政権がスタートした前年 1981 年になると、対立の構図はいっそう深まっていた。レーガン大統領は同年 10 月、次世代の大陸間弾道ミサイル (ICBM) である MX ミサイルを 100 基配備することや、B1 戦略爆撃機の生産再開などを盛り込んだ、核戦力の全面強化方針を示していた⁴。一方、ソ連・共産圏の側では、自主管理労組「連帯」運動による共産主義体制の揺らぎが続いていたポーランドで 81 年 12 月 13 日、戒厳令が布告されて、「連帯」への弾圧が始まり、東西関係の緊迫感が一気に増していた。

こうしたきな臭い空気は日本社会にも伝播していた。同年 12 月時点で総理府が実施した世論調査では、「日本が戦争をしかけられたり、まき込まれたりする危険があると思うか」という問いに、28%が「ある」、32%が「ないことはない」で、合計 60%が不安を感じているという結果となり、「思わない」の 21%を大きく上回っていた。そればかりか、総理府による前回調査 (78 年) では「危険を感じる」派は 44%で、「危険はない」派の 36%をやや上回る程度だったのと比べると、明らかにより多くの人々が戦火の影を見て取るようになっていた⁵。朝日新聞が米ハリス社と合同で同年 3 月に実施した日米国民意識調査でも、「将来全面核戦争が起きる不安を感じている」と答えた人は米国で 69%、日本でも 63%に達していた。ただし、国連軍縮特別総会が開かれる予定について、見たり聞いたりしたことがある、と答えた人はこの時点では日米とも約 3 割にとどまっていた⁶。反核意識や軍縮への期待は、まだそれほどではなかった状況もうかがえる。

しかし、ちょうどこの同年春ごろから、日本国内では各種の組織・団体が反核運動を活発化させ、左派政党や労組に支えられた従前の原水爆禁止・平和運動の「常連」にとどまらない広がりを見せた。朝日新聞は 4 月 22 日の社説で、日本の宗教界で、創価学会や立正佼成会などの宗教団体による、SSD II に向けた署名や文化活動が活発になってきたと紹介し、「大衆の軍拡に対する危機感、平和に対する願いが、それだけ深いからだといえよう」と論じた⁷。また、5 月 1 日には解説面に記事が載り、宗教界の反核の動きとして、前年 2 月に広島を訪問したローマ教皇ヨハネ・パウロ 2 世が「戦争は人間の仕業です」という平和アピールを出したことがキリスト教界を動かしたことや、いくつもの運動が同時並行的に署名数の積み上げを競って、保守層を掘り起こした結果、「本家」の国民運動推進連絡会議が、数で負けそうだとぼやくほどの記録的な署名が集まりつつあると紹介した⁸。最終的には、SSD II にむけた日本国内での署名総数は 8000 万通を超え、それまでの日本の平和運動で最高記録とされてきた、1954 年のビキニ核実験後の原水爆禁止運動が集めた約 3200 万通を、はるかに上回った⁹。複数の署名運動に応じた人も多かった結果とみられ、8000 万人が実質的に署名したわけではない。それでも朝日新聞が 82 年 6 月 1、2 の両日に行った世論調査では、「核戦争をなくそうという運動に参加したり、署名に応じたことがありますか」との問いに、34%が「ある」と答えた¹⁰。有権者の 3 人に 1 人が反核運動に関わった経験があるという計算になり、やはり相当な盛り上がりだった。

5 月 23 日には、SSD II に向けた運動の中核となってきた国民運動推進連絡会議の主催で、「82 年平和のための東京行動」が東京・代々木公園など 9 つの会場で開かれ、主催者

⁴ Halloran, Richard, "Reagan Drops Mobile MX Plan, Urges Basing Missiles in Silos; Proposes Building B-1 Bomber," *The New York Times*, October 3, 1981, p.1.

⁵ 『朝日新聞』1982 年 5 月 31 日。

⁶ 『朝日新聞』1982 年 4 月 13 日。

⁷ 『朝日新聞』1982 年 4 月 22 日。

⁸ 『朝日新聞』1982 年 5 月 1 日。

⁹ 『朝日新聞』1982 年 6 月 2 日。

¹⁰ 『朝日新聞』1982 年 6 月 5 日。

発表で 40 万 6000 人、警視庁調べでも 18 万 6000 人という大集会となった¹¹。翌日朝刊でこの集会を大きく報じた朝日新聞は、ふだんは反核集会などに足を運ばなさそうな「ごく普通の人々の姿が目立った」と紹介した¹²。こうした潮流は、日本独自のものではなく、西欧諸国にもそれと呼応する動きが存在した。1981 年 10 月から 11 月にかけて、「欧州核兵器廃絶運動」(END)の傘下で、ボン(30 万人)、ロンドン(25 万人)、ブリュッセル(20 万人)、ローマ(50 万人)、アムステルダム(40 万人)と、大規模な反核集会が開かれており、「東京行動」は、これらと肩を並べる結果と評価された¹³。

SSD II の会期が近づくと、各国から反核の市民運動家らが国連本部のあるニューヨークへ続々と集まり、開幕へ向けた空気をいっそう盛り上げた。会期前日の 6 月 6 日には、ロンドンやロサンゼルスでも大規模な反核集会が開催された¹⁴。開会後の 6 月 12 日、ニューヨークのセントラルパークを中心に開かれた国際反核デモ・集会は、主催者発表で 100 万人(警察発表で 75 万人)という史上最大規模の参加記録となった¹⁵。

(2) 焦点は核使用に

市民社会は単に氣勢を上げていただけでなく、その関心は核兵器が使用されるリスクに向けられた。世界 10 数カ国から集まった市民団体代表や法律家、宗教者らがニューヨーク市内で 6 月 4、5 の両日、「核兵器の道義性と合法性に関するシンポジウム」を開き、核兵器の使用は「国際法上の人道犯罪であり、完全に禁止されなければならない」とする提言を SSD II に向けて採択した¹⁶。核兵器使用問題をめぐっては同年、世界的な提言がいくつも出された。4 月 7 日には、ロバート・マクナマラ(Robert McNamara)元国防長官ら核戦略政策に携わってきた元高官たちが、NATO 諸国は核兵器の先行不使用宣言をするべきであるという趣旨の提言を出した¹⁷。さらに、SSD II 開幕直前の 6 月 1 日には、オロフ・パルメ(Olof Palme)元スウェーデン首相が委員長を務める「軍縮と安全保障問題に関する独立委員会(パルメ委員会)」が、ペレス・デクエヤル(Pérez de Cuéllar)国連事務総長あてに報告書「共通の安全保障」を提出した。報告書は共通の安全保障概念を掲げていたが、とりわけ米ソに対して、核先行使用の脅威を解消する必要性も指摘していた¹⁸。パルメ委員会メンバーの一人だったサイラス・ヴァンス(Cyrus Vance)元米国防長官も、「核戦争に勝利することは不可能であり、限定核戦争を戦うという考えは危険である」と論じていた¹⁹。

SSD II は、こうした情勢の下で開幕した。初日の 6 月 7 日、イスマット・キタニ(Ismat Kittani) 総会議長は冒頭発言で、前回の軍縮特別総会からの 4 年間に「一部では限定核戦争という考え方を受容したり、そうした戦争は不可避だと語ったり、どこかの国は核戦争に勝つことが出来ると論じたりする傾向が強まってきた。これは単に分析論として愚かであるだけでなく、危険である」と警告した²⁰。続いてデクエヤル事務総長も開幕声明で、「政策決定者は誰でも、核戦争は本質として、限定されたままにしておくことは

¹¹ 『朝日新聞』1982 年 5 月 24 日。

¹² 『朝日新聞』1982 年 5 月 24 日。

¹³ 『朝日新聞』1982 年 5 月 24 日。

¹⁴ 『朝日新聞』1982 年 6 月 7 日(夕刊)。

¹⁵ 『朝日新聞』1982 年 6 月 14 日(夕刊)。

¹⁶ 『朝日新聞』1982 年 6 月 7 日。

¹⁷ 『朝日新聞』1982 年 4 月 8 日(夕刊)。

¹⁸ 『朝日新聞』1982 年 6 月 2 日。

¹⁹ Weinraub, Bernard, "Arms Panel Proposes A Nuclear-Free Zone For Central Europe," *The New York Times*, June 2, 1982, p.1.

²⁰ "Twelfth Special Session, Official Records, First Plenary Meeting (Opening meeting)," United Nations General Assembly, p.4, Paragraph 21. <http://undocs.org/A/S-12/PV.1>, accessed December 28, 2024.

できないことを知っている」と発言した²¹。限定核戦争を想定して核兵器が先行使用されることへの危機感が、国連の議場でも共有された形だった。

当時の核の両超大国のうち、ソ連はもともと、1966年2月にアレクセイ・コスイギン (Alexei Kosygin) 首相が、「非核保有国に対しては核攻撃しない」という、いわゆるコスイギン提案をジュネーブ18カ国軍縮委員会に向けて出し、「核兵器を保有する他の大国が従うなら最初に核兵器を使用しないことを誓う」と、米国などが従うのなら先行不使用を受容すると示唆したこともあった²²。その後も、欧州の通常戦力で優位に立つ軍事情勢を反映し、先行不使用採用に前向きだった。これに対して米政府は長年、履行を担保する検証メカニズムがない約束には実効性がないといった理由を挙げて拒んできたが、米国内でもマクナマラやヴァンスのような民主党系の元高官らから先行不使用採用の提言が出ていた。

(3) 外交的には立場埋まらず成果なし

だが、SSD II では結局、立場の違いは埋まらなかった。ソ連はアンドレイ・グロムイコ (Andrei Gromyko) 外相が6月15日に登壇し、レオニード・ブレジネフ (Leonid Brezhnev) 書記長からのメッセージとして、「ソ連は核兵器を先に使用しないとの義務を負う」と、先行不使用を表明した²³。しかし、米国政府は翌16日、国務省報道官による声明で、欧州でソ連が圧倒的な通常兵力を保有している状況下で NATO が先行不使用を表明すれば、抑止力が失われるなどの理由を挙げて、ブレジネフ提案を即座に拒否した²⁴。

6月17日、米政府を代表してロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 大統領が演説に立った。冒頭で、「今日、核の惨禍という脅威はあらゆる人々にのしかかっている」と全人類的な軍縮の必要性にこそ言及したものの、「ソ連は西側の平和運動を操縦している一方で、自国で平和運動が芽吹きそうな時には窒息させている」、「この核時代に、主要国には紛争要因を減らして好戦的行為を慎む特別な義務があるが、だからこそ私はソ連の行いを深く憂慮している」など、反共・反ソ連を旗幟鮮明にする内容だった²⁵。先行不使用に限らず、核兵器の使用問題については何も語らなかった。これに合わせて米ソ首脳会談が6月18、19の両日に行われたが、両者の溝は埋まらなかった。終了後にアレクサンダー・ヘイグ (Alexander Haig) 米国務長官が記者会見を開いて、ソ連は SSD II で上述のブレジネフ提案を示した直後に、過去にない規模で核ミサイルなどの実験を行っていたと暴露し、「世界への約束を行為で裏切っている」と、言行不一致ぶりを非難した²⁶。米ソの相変わらずの対立構図を前に、SSD II で画期的な軍縮合意が結ばれる可能性は潰えてしまった。

SSD II は結局、事前に採択の可能性が期待されていた「包括的軍縮計画」に関する合意文書作成についても、断念するという方向が確定する²⁷。最終報告書の文言をめぐる協議も難航した。会期を1日延長し、やっと出た最終報告書には、合意文書の採択に至らなかったことへの遺憾の意が記された²⁸。1978年の第1回軍縮特別総会で採択された最終文書が、軍縮交渉の優先度を示したロードマップとして位置付けられていたの比べると、明らかに何の成果もなく、暗礁に乗り上げたままの終わり方だった。朝日新聞の解説記事は、米ソの確執を不毛な幕切れの主要因として挙げ、ソ連が先行不使用を前面に押し立て

²¹ Ibid., p.6, Paragraph 42.

²² 『朝日新聞』1966年2月3日。

²³ 『朝日新聞』1982年6月16日。

²⁴ 『朝日新聞』1982年6月17日 (夕刊)。

²⁵ Reagan, Ronald, "Remarks in New York, New York, Before the United Nations General Assembly Special Session Devoted to Disarmament," Ronald Reagan Presidential Library, June 17, 1982. <https://www.reaganlibrary.gov/archives/speech/remarks-new-york-new-york-united-nations-general-assembly-special-session-devoted>, accessed December 28, 2024.

²⁶ 『朝日新聞』1982年6月21日。

²⁷ 『朝日新聞』1982年7月9日。

²⁸ 『朝日新聞』1982年7月11日。

た一方、米国をはじめとする西側は先行不使用が含まれた提案を拒み通した、と振り返り、「ツノ突き合いが、具体的な成果の再現を拒んだ」と評した²⁹。空前の盛り上がりとなった一連の反核集会に参加した人々からすれば、落胆しかないような閉幕となった。

(4) 被爆者の登壇——規範起業家としての動き

だが、SSD II に、まったく成果がなかったわけではなかった。会期中から、この特別総会で成果と呼べるのはむしろ、活発化した市民社会の動きそのものであるという認識が広がり、定着していった。その最も鮮明な象徴となったのが、日本から国民運動推進連絡会議の代表団の一員としてニューヨークに入り、広島市の荒木武市長、長崎市の本島等市長らと共に、NGO である同連絡会議代表として、1982年6月24日に国連議場で演説をした長崎原爆の被爆者、山口仙二だった。彼の登壇は、国連本部の公式セッションにおける、被爆者として史上初めての発言となった。

この演説で山口はまず、壮絶さを極めた自身の被爆体験を明らかにし、「私はこの地獄を生き延びた証人として、このような人道に反する殺戮と破壊が再び繰り返されてよいものか、まずこの議場に問いかけたい」と訴えた。山口はまた、核兵器の使用を人道に対する罪として禁止する国際協定の締結を要請した。そして、以下のように演説を締めくくった。

総会議場の皆さん、私の顔や手をよく見てほしい。世界の人々、そしてこれから生まれてくる子供たちに、私たち被爆者のような核戦争による死の苦しみを、たとえ一人たりとも許してはならない。核兵器による死と苦しみは、私たちを最後にするよう、国連が厳粛に誓約するよう望みたい。私たち被爆者は訴える。生命のある限り私は訴え続ける。

ノーモア ヒロシマ

ノーモア ナガサキ

ノーモア ウォー

ノーモア ヒバクシャ³⁰

原爆後遺症で白血球数が減少するなどの体調不良を押して米国へ渡航し、国連の議場に立った山口が、小柄な体から振り絞るように一語一語を発した演説は、多くの人の胸を打った。朝日新聞は「山口さんの国連演説を生かせ」というタイトルで社説を組み、「被爆者自身が国連の場で発言した迫力は、比べものにならぬほど大きい」と評価した³¹。

山口仙二の翌日、82年6月25日には、世界の平和・軍縮研究機関の代表らの演説があり、国際平和研究学会事務局長として壇上に立った東大教授の坂本義和は、ジュネーブ軍縮委員会の交渉を見守る「NGO 軍縮諮問委員会」の設置などを提言した³²。坂本は7月9日、軍縮特別総会の終幕に際して振り返りを朝日新聞に寄稿し、軍縮の基本的視点や方向性の提示という点だけを取れば、前回の特別総会よりはるかに困難に直面した、との認識を示しつつ、「このような状況の下で、今後軍縮へと事態を打開していく推進力として、国際的な市民運動が決定的な印象を持つという印象を一段と深めた」と記した³³。閉幕を受けた朝日新聞の社説（7月12日付）も、「『銃一丁の削減すら』具体的に実を結ばなかった」と総会を振り返りながら、「ただひとつ予想以上に実行されたのは、反核・軍縮の市民運動である」と評した³⁴。

²⁹ 『朝日新聞』1982年7月11日。

³⁰ 『朝日新聞』1982年6月25日（夕刊）。

³¹ 『朝日新聞』1982年6月27日。

³² 『朝日新聞』1982年6月26日（夕刊）。

³³ 『朝日新聞』1982年7月9日。

³⁴ 『朝日新聞』1982年7月12日。

軍縮に関して、市民社会が国際会議のアジェンダ設定などで、「規範起業家」としての役割を果たす傾向は現在では広く認知されているが、核軍縮に関してそうした流れが完全に定着したといえるのが SSD II だった。その過程を通じて再確認されたのが、山口の「ノーモア」の叫びに象徴される核兵器不使用規範だったといえよう。しかし、そうした流れは一方では、「唯一の被爆国」を自任する日本を代表するはずの、首相はじめ政府当局者が示す公式言説との乖離を露呈していく。

2. SSD II をめぐる日本国内政治の状況

(1) 首相の意気込みと国会決議の動き

1982 年当時、日本の国政を担っていた鈴木善幸首相は、前任の大平正芳が掲げた「総合安全保障」という考え方を受け継ぎ、その思想を、日米同盟の中での役割分担増大への米国からの期待をかわすための理屈としても位置づけていた。そうした鈴木にとって SSD II は、非軍事国家としての日本のあり方を発信する機会と映っており、個人的な思い入れもあって、上述のように 1981 年末の段階ですでに出席方針を決めていた。年が明けた 82 年 1 月 21 日には、外務省の門田省三・国連局長に対し、日本として打ち出す具体的な軍縮提案の内容検討を急ぐよう指示を出した³⁵。だが、力による対決の構図が再び強まっていた当時の国際環境の下で、画期的な新提案を出せというのは難しい注文だった。2 月 12 日の朝日新聞は「独自性出せぬ軍縮外交」の見出しで、鈴木首相が発破をかけた日本独自の提案の具体案づくりが難航している、と報じた³⁶。

その記事の中で、日本外交の限界を端的に示す例として挙げられたのが、核兵器使用禁止を盛り込んだ一連の国連総会決議案に対する日本の投票行動だった。日本はこの種の決議案が初めて国連総会に提出された 1961 年には西側諸国の中で唯一、賛成したが、翌 62 年には棄権に回り、その後も同様の対応を続けた。さらに 1980 年には、同種の核兵器使用禁止決議案に日本は初めて反対票を投じた。ソ連によるアフガニスタン侵攻という自体を受けて国際的緊張が高まり、核抑止体制の重要性が高まったという説明だった。翌年も反対を続けたため、野党が国会などで批判した。SSD II を控えた 82 年、改めてそうした日本の立ち位置に脚光が当たった。朝日新聞の記事は、「西側と軌を一にする、こうした対応をみるかぎり、日本は軍縮外交の場でも独自性を捨て、明確に西側の立場に立っていることを露呈したといえよう」と批判した³⁷。

4 月 2 日には、「政府首脳」（内閣官房長官が日本メディアに匿名で発信する際に慣用として用いられる呼称）が、国連軍縮特別総会に先立ち、ベルサイユ・サミットの合間に開かれる日米首脳会談の場で、核軍縮についての意見調整を行う可能性があるとし唆した。この発言を報じた記事で朝日新聞は、鈴木首相が「米国の核抑止力に依存する立場から、まず核軍拡で対ソ核優位を実現し、それから軍縮に取り組むというレーガン米大統領の考え方を支持する姿勢も見せており、唯一の被爆国としての核軍縮に対するわが国の独自性を貫けるのか、問われる情勢となってきた」と分析した³⁸。就任直後から自ら核廃絶を目標として口にした前任者ジミー・カーター(Jimmy Carter)と違い、この時期のレーガンは核抑止体制を立て直すことを最優先していた。日本にとっては「西側の一員」と「被爆国・非核国」という異なるアイデンティティの間での矛盾が、いっそう際立つ状況が出現していた。

上述のようにこの年春、日本社会では国連軍縮特別総会に向けて核廃絶を求める署名運動が熱気を帯び始めていた。地方議会が核廃絶を決議したり、非核自治体を宣言したりする動きも増えていた。野党側は核廃絶要求の盛り上がりや反米運動へと結びつけようと企

³⁵ 『朝日新聞』1982 年 1 月 22 日。

³⁶ 『朝日新聞』1982 年 2 月 12 日。

³⁷ 『朝日新聞』1982 年 2 月 12 日。

³⁸ 『朝日新聞』1982 年 4 月 3 日。

図しており、鈴木首相は3月24日、政府・自民党連絡会議で、地方自治体の決議や意見書採択の動きについて「これが反米運動に結びつけられることのないよう注意してほしい」と発言した³⁹。急速に広がる反核運動の波が制御不能になることへの懸念を前面に出した形だった。こうした情勢下で、国連軍縮特別総会に国民が寄せる期待値も上がっていることを危ぶむ声が政府内にあった。在ジュネーブの大川美雄軍縮大使は4月中旬、朝日新聞のインタビューに対し、全くの個人的な考えと断りながらも、「4年目にまた2回目の国連軍縮特別総会を計画したこと自体うかつだった。4年で進展があると思ったら大変な間違いです」と語り、国連軍縮特別総会に日本人が過大な期待を抱くことへの懸念をにじませた⁴⁰。

翌5月になっても、東西間の緊張激化の中、「西側の一員」としてレーガンの米国に寄り添う路線と、鈴木首相が指示した、日本としての独自の軍縮策をアピールしようという目標は折り合いがつかないままだった。5月7日の朝日新聞朝刊は、首相演説の草稿作成が行き悩んでおり、その時点でなお「第1次草案さえできていない」という外務省内の情報を与えた⁴¹。5月21日、日本記者クラブで門田・外務省国連局長の会見に同席した遠藤哲也・国連局参事官は「欧米の運動に比べ、日本の運動はあまりにも軍縮総会に焦点があてられ過ぎているのではないか。軍縮は息の長い問題であり、軍縮総会は一里塚か、二里塚に過ぎない。過大な期待はあとで逆効果となる」と発言した⁴²。

国連軍縮特別総会で、とりわけ核兵器不使用の問題をどう取り扱うのかは、国内政治においても、国会での与野党の駆け引き材料になった。国民的規模での反核運動盛り上がりを見守るに、与野党ともSSDⅡへ向けて国会決議を出す準備を進めていたが、5月27日午前中に開かれた衆議院外務委員会の理事懇談会で、それまでの文案より核兵器不使用への言及を強めるよう求めた社会、共産両党の要求を自民党が受け入れ、採択される方向になった⁴³。同決議案は27日午後には、衆院本会議まで進み、全会一致で可決された⁴⁴。この決議は、政府に対する要請の第1項目として、

人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和と安全に到達するため、被爆国日本国民の悲願である核兵器の廃絶を求め、すべての核兵器保有国に対し全面完全軍縮の一環として、核兵器の製造、実験、貯蔵、使用の禁止をめざし、特に、核兵器が二度と使われることのないよう実効ある国際的措置をとることを強く訴えること

と掲げ、「被爆国」というアイデンティティにからめて、核兵器不使用規範を目標として盛り込んだ内容だった。

ただし、採択を受けた朝日新聞の解説記事では、このくだりに関して、自民党側は「全面完全軍縮の一環として」、「実効ある国際的措置」という留保条項を挿入したことで、国連総会での核兵器不使用決議案に関する日本政府の政策を拘束させないように予防線を張ったと説明し、「つまり通常兵器も含めた包括的な軍縮の見通しがつかず、しかも検証による実行の保証が得られない段階では、核兵器不使用は求めない」という意味なのだと言った⁴⁵。鈴木首相も、決議採択に先立つ外務委員会で、「国民を挙げて核の惨禍が二度と繰り返されてはならないと願っております」と、心情的には不使用を希望する立場だとして、核不使用を約束することは、生産禁止や貯蔵削減など具体的な軍縮措置で裏付けが

³⁹ 『朝日新聞』1982年3月25日。

⁴⁰ 『朝日新聞』1982年4月20日。

⁴¹ 『朝日新聞』1982年5月7日。

⁴² 『朝日新聞』1982年5月22日。

⁴³ 『朝日新聞』1982年5月27日（夕刊）。

⁴⁴ 国会会議録検索システム、第96回国会、衆議院本会議第23号、1982年5月27日、<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=109605254X02319820527>、2024年12月28日アクセス。

⁴⁵ 『朝日新聞』1982年5月28日。

ない限り、日本政府が必要だと考える実効性を確保し得ないので、「現下の国際社会の平和と安全が核の抑止力に依存しておる事実にかんがみまして困難であると考えております」と答弁した⁴⁶。不使用を心情的に希望すると表明することで、規範の構成的効果には依拠しつつ、「実効性」を盾に規制的効果は求めないという立場を確認した答弁だった。

(2) 核使用の規制に踏み込まなかった首相演説

鈴木自身は実は、国会決議が出たタイミングで、それを踏まえた形で自分の演説草稿でも何とか核不使用問題に言及するように指示を出していた。外交史料館所蔵の、82年5月29日付の外務省軍縮課のメモによると、同日朝、演説案について柳谷謙介・外務審議官が鈴木に対して説明した際、鈴木からは、そうした指示があったという。しかし、このメモでは、①国会決議の文言は確かに歯止めがかけられた面があって、政府の政策と矛盾はしないようになっているが、政党間の駆け引きの結果盛り込まれた「同床異夢的側面」があるため、将来解釈をめぐる争いが生じる余地もあり、演説に取り込むと禍根を残すおそれがある、②（自民党側が入れさせた）前提条件や歯止めが後から無視されて、核兵器の使用禁止だけが一人歩きする可能性もある、③歯止めがあるといっても、明示的に核兵器使用禁止を演説でうたっておきながら、後から核不使用決議に反対する態度は、理屈はともかく国民の目には説得力がないと映りかねない、といった趣旨の理由を挙げ、国会決議をそのまま首相演説に取り込むことは適当でないと判断する旨が記されていた⁴⁷。

指示を受けた当日に起草したメモで消極姿勢をすぐ書き連ねているのは、面従腹背というか、首相の指示に対して当初から「聞き置く」という程度の姿勢がにじむ。ただし、上述したような国内の市民社会や野党の声を、完全に無視するわけにもいかなかった。そこで、同じメモでは、

核不使用協定についての政府の考え方は（1）核の惨禍は二度と繰り返されてはならない（2）しかしながらかかる理想を実現する上で、核不使用協定は（イ）実効性に疑義があり（ロ）核抑止力を損うので適当な方途ではない、という点に要約される。他方、「核不使用協定」は素朴な国民感情に支持されていることは事実であり、また、今般「核兵器の〔中略〕使用の禁止」を明示的に謳った国会決議が採択された以上、第2軍縮特総においても核不使用問題につき若干柔軟な姿勢をとることが得策であると考えられる

と記し、国会決議に言及して間接的な示唆を織り込むといった妥協策を検討していた⁴⁸。首相演説の中で核兵器不使用を真正面から取り上げよといった要求を、そのまま呑む余裕は鈴木政権の側にないため、何か別のレトリックで国民感情やアイデンティティへの配慮を模索せざるを得なかった。

結局、鈴木は1982年6月9日、SSDⅡの一般討論演説に臨み、①核軍縮を最優先し、実効ある措置をとる、②軍縮で浮いた余力を世界経済発展と平和促進に振り向ける、③国連の平和維持機能を強化する、という「平和三原則」をうたった⁴⁹。しかし、これらは総花的な提案にとどまった。核兵器使用問題に関しては、「核の惨禍が2度と繰り返されることのないよう、核兵器のない世界を実現する」ことが「被爆国日本国民の悲願」だと位置付け、「人類の上に2度と核の惨禍が繰り返されるようなことがあってはならない」

⁴⁶ 国会会議録検索システム、第96回国会、衆議院外務委員会第16号、1982年5月27日、<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=109605254X02319820527>、2024年12月28日アクセス。

⁴⁷ 「演説における核不使用問題の取扱いについて 軍縮課」、1982年5月29日、：外務省外交史料館（以下、外史と略す）2018-0971「第2回国際連合軍縮特別総会」。

⁴⁸ 同上。

⁴⁹ 「第2回国連軍縮特別総会一般討論における鈴木内閣総理大臣演説」、『外交青書（1983年版）』、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1983/s58-shiryoku-208.htm>、2024年12月28日アクセス。

と、一般的かつ構成的な言説として「核のタブー」を受容する姿勢を示した。だが、主語を明示した形で、核保有国に対して、いかなる場合でも核兵器を使用してはならないと求め、禁止をうたうような、規制的效果を伴う言説ではなかった。国会決議については一般的な形で言及はしたが、具体的に核兵器不使用と絡めることは避けた。当初から予想されていた通り、核軍縮と核抑止の板挟みの中で提案を出そうにも、具体性を欠き、曖昧なものにならざるを得なかったし、核兵器不使用問題についてのジレンマは残されたままだった。

3. SSD IIでの日本外交の裏面史

(1) 首相演説内容で米国と舞台裏の調整

6月9日に一般討論演説に立った鈴木善幸首相は、自分は国会決議を踏まえ「日本国民の総意を体して」総会にやってきた、と宣言した⁵⁰。だが、実際には、その演説に盛り込む具体的にポイントについては、外務省幹部がひそかに、在日米国大使館と直前まですり合わせの協議を行い、米側から懸念があると指摘された点については削除したり表現をぼかしたりしていたことを示す米政府側の公文書がある。

1982年6月5日に、在東京の米国大使館から國務省あてにマンズフィールド大使名で送られた「鈴木首相の軍縮特別総会演説」と題した公電である。それによると、当初の首相演説の草案には、①原子力平和利用施設への攻撃を禁じる国際条約の提唱、と②第3回国連軍縮特別総会の開催を東京で受け入れる用意がある、という2点の提案が含まれていたが、米国側の懸念を受けて、これらの構想は演説から外されていた。この公電に登場する外務省側の窓口となっていたのは、前述の門田国連局長で、6月4日、在日大使館ナンバー2の公使（個人名は挙げられていない）を訪れて、首相演説の内容について協議していた。上記の①については、門田が改善点として「首相は、具体的に核施設への攻撃や、その他のイスラエルを想起させるような言及はしない」と説明している。当初の鈴木演説草案には、原子力平和利用施設への攻撃を禁止する条約提唱という考え方があったのに対し、この前年の81年6月にイスラエルが、イラクが建設中だった原子力発電所（一般にオシラク原子炉と呼ばれていた）を戦闘爆撃機で空爆し破壊した事件への批判を再燃させかねないとした米国が、撤回を要請していたとみられる。米公使は、日本側の対応に謝意を表しつつ、日本側改稿での原発の安全に関する言及はごく一般的になったかもしれないが、言及自体がイスラエルへの批判と受け取られるかもしれないと、なお注文を付けている。これに対し門田は、自分も6月6日にはニューヨークへ出発するため、指摘された問題点については、ひとまず考えてみる旨を約束した上で、ほかの点も含めて、現地で米国側当局者とさらに協議するのはやぶさかでない旨を告げていた⁵¹。

同じ公電によると、東京での第3回国連軍縮特別総会の開催という構想については、門田が、軍縮特別総会の開催を制度化してしまうことのデメリットや、ニューヨークの本部を出て総会を開く先例を作れば国連の経費負担を増やしかねない、といった指摘を米国側から受けて、確かに一理あると首相や外務省幹部からも同意が得られたので、外務省の決定で提案を落とした、と説明した。門田局長はこの2点を削除した以外の、残る演説内容の概略についても米公使に伝えた。——首相はまず一般的な軍縮問題について語り、現在の国際環境を概観するが、その際は国際政治を損なっているのはソ連である旨を強調する。続いて国際平和と安定にとっての軍備管理の重要性を扱うが、国家安全保障上の要件や戦略的均衡の必要性を無視してはならないと強調する。淡々と、査察の重要性に言及し、こ

⁵⁰ 前出「第2回国連軍縮特別総会一般討論における鈴木内閣総理大臣演説」外史 2018-0971。

⁵¹ Cable Tokyo 9417, “Prime Minister Suzuki’s SSOD Adress”, Ronald Reagan Presidential Library Digital Library Collections, June 5, 1982, in, Collection: Executive Secretariat, NSC:Country File: Records Folder Title: Japan (05/20/1982-06/05/1982), Box: RAC Box 8 <https://www.reaganlibrary.gov/public/2022-03/40-748-12026383-R8-051-2022.pdf>, accessed December 28, 2024.

の分野での国連の役割増大を示唆する。個別の軍縮課題としては、包括的核実験禁止交渉を日本が重視している点や、NPTの強化、化学戦争の禁止、そしてSTART及びINF削減交渉の成功への期待を語る。その後鈴木首相は、軍縮の諸交渉が成功した場合、兵器生産から振り向けた資源を第3世界と世界各国の景気再活性化のために費やすべきだと主張する——。そして、首相演説の「平和の3本柱」の残る一つ、国連の平和維持活動の強化についても、状況調査ミッション派遣に関して常任理事国が拒否権発動を自粛するという提案など、概略を門田が説明した。同時に門田は、外務省としては、米国以外の国に対しては首相演説についてブリーフィングを提供していないし、政府内でも厳密に管理している、と強調した。公電には在京の米大使館からの国務省本省あてのコメントが続けて付されており、日本側が首相演説に関する懸念に応じてくれたので、今後もこうした協議を促す意味で、軍縮特別総会の場でも米当局者から謝意を表すことが大切だ、と留意していた。門田局長は、首相が9日に登壇する最終的な演説テキストはおそらく8日まで完成しないので、総会の米国代表団にさらなる説明のブリーフィングを提供する用意があるとも表明しており、「大使館側からは、チャーマン大使〔おそらくウィリアム・チャーマン(William Sherman)国連次席大使〕に連絡してほしい旨を伝え、門田もその旨を約した」という注釈で終わっている。核兵器使用の問題については、この協議では、日本側が米国に注文を付けるどころか、議論の俎上にのぼった形跡すらなかった⁵²。

実際の鈴木氏のSSD II演説では、「とりわけ平和的目的のための原子力施設の安全保障を確保することが肝要」というくだりがある。この表現だけでもイスラエル批判と受け止められるかどうかは微妙だが、上記の公電にある東京での米側のやりとりを経てぼかした結果だった可能性もある一方、さすがに米国の再考要求までは容れなかった可能性もある。いずれにせよ、門田国連局長が強調したように、首相演説の概略について事前に開示すること自体、通常なら外国政府相手にしないサービスであり、その分だけ米国の意向をうかがう意識が強く存在していた。現代では、2022年からのロシアのウクライナ侵攻でザポリージャ原発への攻撃の可能性が問題になったという文脈に置くと、原子力平和利用施設への軍事攻撃を禁止する条約づくりを提唱することに問題性は感じにくいだが、1982年当時の日米関係では、そこまで配慮を払っていた。国連軍縮総会の日本での次回開催提案も、目くじらを立てて問題視するほどのアイデアとも思えないが、一方で日本側は、米国から横やりが入った案を取り下げることに對して、さほどの抵抗感はなかったようだ。ましてや、核兵器使用についての具体的な提案、特に先行不使用提案については、上述したようにソ連からの働きかけや、米国内では野党民主党系の元高官らから提案を受けても、レーガン政権が頑として受け入れなかったことを踏まえれば、日本がSSD IIでの首相演説に取り込む余地など存在しなかったであろう。

(2)核不使用決議案の提出模索したインドとの駆け引き

SSD IIでは、「包括的軍縮計画」に関する合意文書の作成が期待されていたが結果せず、終盤は不毛な方向へ流れていった。その舞台裏では、そうした情勢に不満を募らせた国々の代表格だったインドが、通常の国連総会で毎年提出されてきたのと同じ趣旨で、核兵器使用禁止条約の草案も兼ねて盛り込んだ形の核不使用決議案を提出し、総会の投票にかけようとする動きを見せていた。これに対し日本は、軍縮特別総会が「コンセンサスルール」つまり全会一致方式の意思決定で運営されてきた伝統をあくまで貫くべきであり、「表決に訴えることは、今後軍縮に関し円滑な審議を行うための雰囲気損うことになりかねない」と、投票採決そのものを回避するよう何度も要求していた。東京の外務省本省は、もしも採決にかけられたら原則的に投票不参加とし、インドが日本の修正提案を受け入れる譲歩を見せた場合のみ、棄権とすること、さらに、西側諸国がインドの対決主義的な動きに抗議して投票をボイコットして議場を退出(walk out)する場合にも、日本だけは議場に留まり、被爆国としてのアピール文を読み上げるよう指示するなど、インドの

⁵² Ibid.

動きに神経を尖らせながら対応に翻弄されていた。そんな様子がかがえる一連のやりとりを記した公電が、外務省外交史料館のファイルに残されている。

ニューヨークでの SSD II の会期も残り 1 カ月を割った 6 月 18 日、大川美雄・軍縮大使が、国連総会での核兵器使用禁止決議案の提案国に何度も名をつられてきたインドに対して、非公式な形で接触し、インドの軍縮大使から、SSD II での新たな条約案や決議案提出の意向があるのか、相手の動きをさぐった。大川は

わが国の基本的態度は日本が米国の核の傘の下にあることと、如何なる措置も実効性が確保されなければならないとの二点で終始一貫している。他方、核の惨禍が繰り返されるようなことがあってはならないというのは被爆国日本の願望であり、わが国としては今後インド決議案に日本として受諾可能な点が含まれるのであれば、少しは柔軟に対処していくこともあるいは可能となるかもしれないと個人的には考えている

と含みをもたせて持ちかけている。大川の修正私案は、決議の前文に

1945 年 8 月の広島と長崎市民らの悲劇的な経験を想起し、日本は最初の犠牲国にすぎず他の諸国も核兵器の犠牲となりうることを認識し、1945 年 8 月の経験が繰り返されるようなことはあってはならないとの日本国民の希望に留意し、また、核兵器が再び使われることのないよう保証する実効ある国際的措置が図られることが望ましい一方で、結局のところは核兵器の完全なる廃絶のみがその目的を実現する手段であることを認識し

などと記されていた⁵³。「被爆国日本」を全面に出した上で、核兵器不使用への「希望」をからめるという構成的な表現をとった上で、実効ある核兵器不使用は、結局は核廃絶を達成することによってしか実現しないという考えの表明だった。これではさすがに自国中心のトーンが過ぎるという意見もあったのか、別の公電では、修正案も提示したことを報告している。「日本」や「広島」、「長崎」という固有名詞や自国の希望への言及を外し、普遍性を持たせて、「核兵器の惨劇は二度と繰り返されてはならないことが、世界のあらゆる国民に共通する願望であると確信」し、そのためには全面完全軍縮の一環として実効性のある国際管理の下での核廃絶しかない、と指摘しつつ、核保有国をはじめ世界各国に、「核兵器が二度と使われないよう保証するため、実効ある措置を講ずるよう求める」といった内容だった⁵⁴。

これに対して、外務省本省からは、SSD II での演説は、鈴木首相が国会決議を踏まえたものにする意向を示し、核不使用問題についても感情的に共感する旨の発言をしている以上、国連での核不使用決議についても今後、日本政府として柔軟姿勢を考慮せざるを得ないとしつつも、インド側に対し、あくまで言質を取られないようなやり方で、決議案の文言修正を働きかけるよう指示があった。その際、外務省本省は、コンセンサス方式貫徹の指示と同時に、「米側との間で不足の行違いを生ぜしめることは是非とも避けたいので、本件我方考え方及びインド等との折衝振りについては必要に応じ米側に連絡するよう配慮

⁵³ 公電第 2582 号「第二回軍縮特総（核不使用決議案）」国連代表部発本省宛、1982 年 6 月 18 日、外史 2018-0971「第 2 回国際連合軍縮特別総会」。

⁵⁴ 公電第 2584 号 往電第 2582 号別電 2「第 2 回軍縮特総（核不使用決議案）」、1982 年 6 月 18 日、外史 2018-0971「第 2 回国際連合軍縮特別総会」。

ありたい」と、米国の顔色もうかがうようクギを刺していた⁵⁵。ここでも対米配慮は大原則だった。

会期が残り1週間となった7月2日には、国連では、西側諸国グループとしての対応が協議された。決議案を表決にかける動きに対して、日本やフランスが懸念を表明し、「西側としてはコンセンサス原則をあくまで堅持する」という方針を確認し合った。大川軍縮大使が同日、インドの軍縮大使に確認すると、決議で表決を求めるかどうかは、それなりの体裁が整った包括軍縮計画及び最終文書が作成されるかどうかにかかっており、期待通りでなければ決議案を表決に持ち込む、という答えだった。大川は、そうした重要な問題を表決にかけるのは問題で、ジュネーブの軍縮会議などで検討するべきではないかと指摘したが、インド大使は、その点に関しては柔軟だとしつつも、インドの誠意を信じてほしいし、決議案が通っても（核兵器使用禁止）条約の要件である核保有国の批准が達成されるわけではないので、条約は発効しない、と自己弁護した。大川は、こうした経緯を報告した本省への公電で、通常総会で出されている核不使用決議と、実質的に同じ趣旨なので、特別総会でも、表決になった場合は多数の非同盟諸国の支持を得るだろう、と本省に伝えている⁵⁶。

大川大使はさらに7月5日、インド決議案に関して、西側諸国の反応としては「検討も経ていない条約案を直ちに採択するとの決議案を表決することは全く問題外である(SILLY, RIDICULOUS)との強い態度を一様にとっている」と報告した。核不使用決議など受容できるわけもない、というのは西側諸国の既定方針になっていた。西側諸国はそもそもインド決議案の個別内容には関心を示しておらず、大川は「わが方が西側と協調しつつインドにアプローチする可能性は乏しい」と、日本が孤立無援の立場に追い込まれかねない情勢を懸念した⁵⁷。「西側の一員」と、「被爆国」アイデンティティが衝突しかねない状況だった。

大川はなおも7月8日、インド軍縮大使に接触し、インド決議案に対して、日本としても棄権なら可能だとする修正案を示し、特別総会では「表決を避けあくまでもコンセンサス方式をつらぬくべきである」と強く主張した。インド軍縮大使は、大川が示した修正案の趣旨はすでに自国案に盛り込んでいると一蹴したが、大川大使は「わが国としては是非とも核の惨禍を繰り返してはならないとの趣旨を明確な形で表明したいと考えている」とたたみかけた。大川は別途、インドの国連大使に対してもコンセンサス方式堅持を呼びかけたが、逆に「コンセンサス方式で何も得られないぐらいなら、表決により特別総会が意思表示を行うことは、かえって望ましいと思う」と反駁され、大川は、表決にかけるようなことをすれば「今後軍縮に関し円滑な審議を行うための雰囲気損なうことになりかねない」と改めて警告するのが精一杯だった⁵⁸。

結局、外務省は7月9日、「あらゆるチャンネルを通じコンセンサスの実現に努力ありたい」との大方針を確認した上で、表決に持ち込まれる場合には、採択強行は軍縮に資するとは考えられないので、まず、①日本側の修正案に応じない限り、すべての決議案について投票不参加、②インドが日本側修正案を受け入れた場合は「わが方申し入れの際の経緯及びインドの協力的態度に配慮し、すべての決議案に棄権する」、そしていずれの場合も、日本として発言を求めるよう、大川に指示が下された。さらに、表決にかけられ、西側諸国がそろって議場から退場（原文では walk out）する場合は、日本だけは議場に残留して発言をするため、「西側諸国の足並みを乱すものと受けとられることのないよう、事前

⁵⁵ 公電第 2795 号『第 2 回軍縮特総（インドの核不使用条約案）』国連代表部発本省宛、1982 年 7 月 2 日、外史 2018-0971。

⁵⁶ 公電第 1609 号「第 2 回軍縮特総（核不使用決議案）」国連代表部宛本省発、1982 年 7 月 2 日、外史 2018-0971。

⁵⁷ 公電第 2808 号「第 2 回軍縮特総（インドの核不使用決議案）」国連代表部発本省宛、1982 年 7 月 5 日、外史 2018-0971。

⁵⁸ 国連代表部初本省宛公電第 2850 号、1982 年 7 月 8 日、「第 2 回国連軍縮特総（核不使用問題）」外史 2018-0971。

に唯一の被爆国としての立場等、わが国の特殊事情を十分説明の上、理解を得るよう努められたい」という指示だった⁵⁹。仮にインドが修正案に応じなければ、被爆国としての存在感を示したいものの、既定方針として投票に参加できないし、ほかの西側諸国は退場してしまうという板挟みのシナリオとなるため、最も対応に神経を使うものだった。

日本政府としては表決による核不使用決議案採択という最悪の場合を想定し、その場合は「唯一の被爆国として核の惨禍を身をもって経験」した日本の事情を縷々説明するよう指示が出された。それによると、核兵器不使用については「核の惨禍が2度と繰り返されないよう」、核兵器国はじめ世界各国が「実効ある措置をとるよう」求めてきたのだしつつ、「現実の国際関係の中で実現可能であり、かつ有効な検証措置を伴う具体的措置を一つ一つ積み重ねて行くことが肝要である」といった決まり文句を展開した上で、「核の惨禍は2度と繰り返されてはならないとの人類共通の念願を達成するため」に、と前置きをつけ、今度はもう一度、鈴木首相の平和三原則の要素を盛り込んだアピール文を朗読する、という、くどいほどの姿勢を取るよう念押ししていた⁶⁰。

しかし、日本の心配は杞憂に終わった。結局 SSD II は、7月9日夕刻に開かれた全体委員会で、インドの核不使用決議案を表決に付すことのないまま、全体委員会の報告書が全会一致で採択され、審議を終了した。本会議が翌7月10日に再開され、委員会報告を最終報告書として採択した後、各国が閉幕ステートメントを読み上げ、やっと総会が閉幕した。その際、日本を代表して演説した大川軍縮大使は、①人類の生存と発展のため、核の惨禍を2度と繰り返してはならない、②全面完全軍縮の一環としての核兵器廃絶を目指し、核兵器が2度と使われることのないよう、核兵器保有国はじめ世界各国が、核軍縮の実効ある措置を取るべきである、などと発言した⁶¹。国会決議や首相演説を踏まえた内容といえるが、実は、インド決議案が採択された場合に出すために用意したアピール文とほぼ同内容だった。

SSD II の舞台裏にあったこうした流れをたどると、外交の形骸化とみることもできるが、「核の惨禍を2度と繰り返してはならない」とか、「全面完全軍縮の一環としての核兵器廃絶」、「実効ある核軍縮措置」といったパターン化された言説であっても、何度も唱えることで、それが政策を規定する規範的要求となると同時に、日本はこういう認識を持つ国家であると自己規定する構成的効果があった。しかしそれは、西側の一員としての立場と、「被爆国」としてのナショナリズムの矛盾をはらんだ共存を強いるものでもあった。SSD II で仮にインドが模索した核兵器使用禁止決議が採択されても、日本が懸念するほど、「核のタブー」の規制的效果を即座に及ぼすとは限らなかった。それでも、国民の相当数が反核アジェンダに強い共感を覚えたタイミングでの投票に棄権するような立場に追い込まれれば、誰の目にも明らかに矛盾が露呈することは必至だった。だからこそ、外務官僚たちは「あらゆるチャンネルを通じ」回避すべく動いたという構図が見て取れる。

おわりに

本論文で概括したように、SSD II が開かれた1982年という年は、冷戦期の日本における、核廃絶という大目標の下で核兵器の不使用を求める「被爆国」アイデンティティと、日米同盟の下での拡大核抑止提供を受ける立場とのジレンマが象徴的な形でみられた時期だった。「表」の動きとしては、被爆者の声、社会一般の世論、あるいは国会決議といった形で、さまざまなステークホルダーから核兵器に対する強い忌避感が表明され、それを受けた形で総会に登壇した鈴木善幸首相も核軍縮の促進を呼びかける演説を行った。一方で舞台裏の多国間外交の場では、日本政府として、同盟国である米国への配慮と、それを軸として、核兵器不使用規範に拘束力のある規制的效果を帯びさせかねないような動きに

⁵⁹ 本省初国連代表部宛公電第1655号「第2回軍縮特総（核不使用決議案等に対する対応）」、1982年7月9日、外史2018-0971。

⁶⁰ 公電第1656号「往電国連局長第1655号別電1」、1982年7月9日、外史2018-0971。

⁶¹ 『朝日新聞』1982年7月12日。

ブレーキをかけようとする動きが存在したのだった。両者の矛盾はこの後、軍縮と日米関係の双方にコミットする中曽根康弘の政権期を経て、冷戦終了によっていったん後景に退いた。しかし、「表と裏」の乖離状況は、程度や表出形式こそ変わっても現在に至るまで継続している。その意味で、1982年を振り返ることの意味が今改めて問い直されている。

書評 1

浅田正彦著
『核不拡散と核軍縮の国際法』
(有斐閣、2023年)

名古屋外国語大学 准教授
堀部 純子

核兵器を巡り世界が様々な試練に直面するなか、国際社会は核不拡散・軍縮のあり方をどのように構想すべきか、そのなかで国際法はどのような役割を果たしうるのか。本書はこのような問題意識のもと、国際法の第一人者が核不拡散・軍縮に関する主要な問題を国際法の側面から包括的かつ詳細に解説した書である。

本書第1章から第3章は、核不拡散条約（NPT）を中心に核不拡散の主な問題を取り上げている。第1章はNPT上の非核兵器国による秘密裡の核開発防止策として、国際原子力機関の包括的保障措置、なかでも未申告施設への査察を排除しない特別査察の法的義務性を検討するほか、追加議定書の補完的アクセスの機能も考察する。第2章はNPT脱退の問題として北朝鮮の核問題を取り上げ、同国のNPT上の地位に関する解釈の検討に加え、脱退防止と脱退後の対策に関する諸提案も考察している。第3章は、核兵器取得の可能性が懸念されるなかNPTに留まり原子力の平和利用を続けるイランの核問題について、機微な核技術の移転制限と追加議定書の普遍化を課題として論じる。

第4章から第6章は関連条約や国際文書をNPTと関連づけながら取り上げている。4章は包括的核実験禁止条約について、条約が未発効でも実験禁止が実現する可能性を検討し、発効前でも署名・批准国に適用されうることを条約法の規則から確認している。第5章はNPTとの関連で与えられてきた消極的安全保証の一方的宣言の法的性格を分析している。第6章はNPT第6条の核軍縮交渉規定につき交渉完結の義務（結果の義務）があったとした国際司法裁判所の勧告的意見を検討したうえで、努力義務に留まるとの見解を示している。また、核兵器禁止条約の関連の規定とNPTとの関係も考察している。

核不拡散・軍縮に関する国際法は、核廃絶に向けた進展に重要な役割を果たしてきた。一方、核不拡散・軍縮は各国の安全保障に大きく関わる事項のため、その多国間条約交渉を通じて条約の義務内容は交渉参加国間の「力（パワー）」や「利益」といった国際政治の要素を少なからず反映したものとなってきた。よって、交渉が結実し条約が採択されたとしても義務内容が明確さを欠き、解釈の余地を残すことも少なくない。NPT第6条の義務にもそうした面があり、法的観点からの検討においても意見の一致は見られていない。

また、主権国家から成り国家を超越する権力が不在の現在の国際社会では、各国による条約への加入、義務の履行や遵守を確保することは容易ではない。では、核不拡散・軍縮をさらに進めるうえでの国家間の約束や国際法の意義と役割とは何なのか。

本書はたとえば、国際約束等の規定の法的義務性が明確でなくとも、国際社会がその目的に照らした法解釈を基に行動し実績を作ることで義務と同様の効果を得られる点を示す。一例として、受入れが義務か否か明確ではない包括的保障措置協定の特別査察に関し、国連安全保障理事会は北朝鮮による受入れ拒否を協定違反と認定したが、今後は安保理が受入れ拒否を違反とする旨を表明することで法的義務と同様の効果を得られうるとしている。また、上述のとおり著者はNPT第6条の核軍縮交渉について努力義務にすぎな

いとの見解を示すが、この点については各国が核使用は破滅的な結末をもたらすという事実を認識していかに真剣に捉えるかが重要だと強調する。つまり国際法は、各国、とりわけ核大国が力を適切に用い核不拡散・軍縮に利益を見出すことでその確保や推進の可能性が広がり有効なツールとなりうると言える。

ところが今日の国際政治はパワーバランスの変化による地殻変動の最中にあり、大国がパワーゲームを繰り広げている。そうしたなかで法の支配による国際秩序も揺らいでいる。核兵器国は不拡散を共通の利益として共有し、その規範の維持・向上に欠かせない核軍縮にも取り組んできたが、ロシアによる核の恫喝は不拡散をも毀損しかねない。このように大国間に激しい対立が存在するなかで、協調によって国際法に基づき核不拡散・軍縮をあるべき方向に向かわせることは困難に思われるかもしれない。だが、本書の表紙—かつて不信感と憎悪から激しく対立しあった米ソの主導者が中距離核戦力全廃条約に署名する姿—は粘り強い対話・取組を通じ法的な合意を積み重ねていく必要性を示唆する。まさに秩序が不安定な時代だからこそ、上述の NPT 第 6 条の義務に関し著者が強調した点をすべての者が肝に銘じ実践することが求められる。

本書は条約法等の様々な規定を駆使した核不拡散・軍縮の検討のみならず、対応策としての有用性も考慮し国際政治の面からも考察している。今後はこれらを政策として実際に活用していく方策の検討が不拡散・軍縮コミュニティの課題となろう。こうした課題を含め、研究分野や立場を問わず、複雑化を増す核兵器を巡る問題解決に取り組む者に本書は欠かせない書である。

書評 2

吉田文彦著
『迫りくる核リスク—核抑止—を解体する』
(岩波新書、2022年)

大阪経済法科大学国際学部 特別専任准教授
田中 慎吾

本書は、核使用のリスクが未曾有に高まっているとの筆者の問題意識に基づき、核抑止からの離脱を提唱するものである。こうした提唱自体は目新しいものではないが、本書は現状の核抑止への依存がいかに危険であるかを、包括的かつ説得的に「解体＝解剖」し、その上で核抑止からの離脱のプロセスを具体的に考察している点に特徴がある。つまり本書は、核軍縮分野の多くの書籍が陥りがちな「べき論」に終始していない。ここに大きな価値を見いだすことができる。

第1部「ウクライナ危機のインパクト」は、第2部以降の核抑止解体の準備作業としての現状解説である。第1章から第2章にかけて、「核による恫喝のタブー」がロシアにより破られたこと、さらには「核の不使用のタブー」をも破られる危険性が高まっていることが指摘される。

第2部「核抑止に潜む巨大リスク」では、まず第3章において、核戦争が人類存亡レベルのリスクを有すること、それを回避するべく「すべての人類の安全保障」概念を採用して核兵器禁止条約（TPNW）が成立したことが紹介される。第4章では、キューバ危機などの核戦争勃発間近であった5つの事例をひも解き、これらの危機は幸運にもたまたま回避されたに過ぎないことが紹介される。第5章では、人工知能（AI）やサイバー攻撃といった近年の因子により核戦争のリスクが高まっていることに加えて、核戦争後のリスクについても核兵器使用により地球が寒冷化する「核の冬」論を中心に紹介されている。第6章では、北東アジア地域内において核使用が想定される7つのケースを概説し、いずれも地球規模の核戦争が惹起される可能性が高いことを筆者は指摘する。

第3部「核抑止を解体する」の第7章は、それまでの総論的な位置付けを占める重要な章である。筆者はまず、第3次世界大戦が起きなかったのは核抑止のおかげだとする定説が、あくまでも一つの解釈にしか過ぎず、十分に実証されたものではないとの指摘を行う。そして筆者は、核抑止論は破局を覚悟してまでも核を使用しないとの「合理的な判断」を前提にしているとした上で、核兵器国が常にそうした合理的な判断を下すことができるのかとの疑問を呈する（135頁）。この点、評者としては、合理性についてもう少し説明が欲しかった。合理性には客観的な合理性と、相手国の指導者が合理的と認知する主観的な合理性が存在する。上述した核抑止論における合理性の前提も含めて、2つの合理性が本書においてどのように使い分けされているのか、もう少し詳しい説明があると読者に親切だったように思う。

さて、第8章は日本に焦点を合わせたもので、アメリカに白紙委任状を渡していた冷戦期の「お任せ核抑止」姿勢を日本が改めて、ミサイル防衛や拡大抑止協議が象徴するように「自分もかわる核抑止」へと移行していることを指摘する。その上で筆者は、果たして万が一の事態に日本は、アメリカの核使用に同意できるのかとの重大な指摘を行う。加えて日本が核の共有といった「いっしょに決める核抑止」へと突き進むのならば、日本に

とっても危険な核のリスクの海に漕ぎ出すことを意味すると警鐘を鳴らす。こうした筆者の指摘は、とかく日本では見落とされがちであり、極めて有益な指摘であろう。

第4部「新たな安全保障」では、満を持して核抑止からの離脱方法が模索される。まず第9章では、核抑止の維持を前提とした現実的路線として、核軍備管理措置は核兵器保有国の安全保障にとってもプラスであるとの安全保障観の転換や、条約に拘らない柔軟な軍備管理措置を推進するなどして、「核兵器の不使用の記録」を一日でも長く延ばすことを筆者は主張する。そうした現実的路線を継続しながら、核を廃絶するためのより積極的な方法が最終章・第10章において語られている。筆者は、「地球と人類の安全保障」といった、これまでよりも一層巨視的な安全保障観から核兵器の問題を検討する必要性を指摘する。その観点に基づいて筆者は、世界の市民一人一人が自らの未来は自らが作るとの当事者意識を持って核兵器は悪との烙印を押し続けること、さらには、核抑止は国際秩序の維持のためには必要悪との我々の心にこびりついた固定概念を取り払うことを意味する、「心のなかの核武装解除」を提唱するのである。

以上、本書は、核抑止への依存が倫理的な問題のみならず、現実的な安全保障政策としてもリスクが大であることを示し得た。筆者が主張するように核抑止からの離脱は、詰まるところ我々一人一人が当事者意識を持ち、声を上げ続けることができるのかにかかっているであろう。筆者の結論がいかにか的を射たものなのかは、2024年のノーベル平和賞が日本原水爆被害者団体協議会に授与されたことで十分に立証されたといえる。本書が一人でも多くの市民に読まれることを願ってやまない。

2024 年度日本軍縮学会研究大会概要報告

開催日：2024 年 5 月 11 日（土）
形式：対面・オンライン（Zoom）
会場：慶應義塾大学（三田キャンパス）
プログラム：以下の通り

10:00～10:05 開会挨拶（青木節子会長）
10:05～11:05 フロンティア部会 1（60 分）
11:10～12:10 フロンティア部会 2（60 分）
12:20～13:25 理事会・委員会
13:30～13:50 総会
14:00～15:45 部会（前半）（105 分）
15:50～16:50 部会（後半）（60 分）
16:55～17:00 閉会挨拶（戸崎洋史副会長）

フロンティア部会 1

司会・討論：樋川和子（長崎大学 核兵器廃絶研究センター）
報告 1：奥田将洋（科学技術振興機構 研究開発戦略センター）「国際環境の変化と WMD 拡散管理への影響の検討：国連総会第一委員会『国際安全保障の文脈における平和利用に関する国際協力の促進』決議をめぐる議論から」
報告 2：西山 心（長崎大学多文化社会学研究科研究生）「変容する戦略的安定性：先行研究が示唆する今後の分析課題」

フロンティア部会 1 では、科学技術振興機構研究開発戦略センターの奥田氏が WMD 拡散管理について、長崎大学多文化社会学研究科研究生の西山氏が戦略的安定性についてそれぞれ報告を行なった。

奥田氏は、近年の輸出管理が WMD 拡散管理から戦略的競争管理（地政学的な目的に基づく競争の手段）に変化してきていると考えられることの事例として、国連総会第一委員会決議（「国際安全保障の文脈における平和利用に関する国際協力の促進」）を巡る議論を取り上げ、中国を始めとする同決議支持国が、既存の輸出管理レジームは不当な制限にあたるため、より透明性のある包括的なレジーム構築の必要があるとの主張を繰り返していることを紹介しつつ、そうした議論が WMD 拡散管理に与える影響、および今後の検討課題について問題提起を行った。西山氏は、戦略的安定性に明確な定義がないことを論じつつ、冷戦終結後、アクターの多様化、兵器の多様化、安全保障空間の多様化を通じ、戦略的安定性が変容してきたことを、先行研究をもとに比較・分析し、戦略的安定性が変容する中での軍備管理の可能性等、研究課題について説明するとともに、今後の研究について意気込みを述べた。両者の報告を踏まえ司会から、奥田氏には伝統的な WMD 拡散管理と戦略的競争管理の関連性について、西山氏には戦略的安定性を定義する場合の対象につき質問。各報告者からの応答のあと、フロアからも多くのコメント、質問が寄せられ（輸出管理レジームに透明性や包括性を求めることに対する疑問、米印原子力協力、パキスタンの立場、戦略的安定性についてはカテゴリーを設けて議論すべきではないか等）、活発なやり取りが行われた。

（文責：樋川和子）

フロンティア部会 2

司会：河合公明（長崎大学）

報告：李乗漢（神戸大学（国際文化学研究推進インスティテュート協力研究員））「イスラエルの核施設「ディモナ原子炉」の諸問題と現在」

芝井清久（データサイエンス共同利用基盤施設（ROIS-DS）／統計数理研究所）「核軍縮の規範論に一致する国民は日本人だけなのか？—世論の核保有支持・不支持の決定要因の共分散構造分析—」

フロンティア部会 2 では、李会員と芝井会員が登壇し、それぞれ「イスラエルの核施設「ディモナ原子炉」の諸問題と現在」と「核軍縮の規範論に一致する国民は日本人だけなのか？—世論の核保有支持・不支持の決定要因の共分散構造分析—」と題する報告を行った。

李会員は、まずディモナ原子炉とイスラエルの核兵器開発の関係を説明し、次にイスラエルが核兵器開発に至る過程で生じた議論を紹介した。議論の論点は、軍部における通常兵器と核抑止の選択、政治エリートにおける核開発と財政問題の関係、中東諸国との関係における中東域内の核不拡散の問題、米ソやアラブ諸国との関係における外交と安全保障をめぐるものであった。他方で、イスラエルにおいては、核兵器の問題をめぐる議論はメディアに対する厳しい検閲で禁じられ、それを論じることはタブーとされていた。李会員は、イスラエルでは核兵器の存在に関する「不透明政策」がとられてきたが、2000年代以降、市民の健康と安全、老朽化した原子炉から生じる危険、長期的な環境問題を懸念する声もあることを指摘し、今日、ディモナ原子炉を中心にイスラエルの核政策は難題に直面していると結論した。

続いて芝井会員が、核軍縮が核兵器保有に対する国民の支持に及ぼす規範的效果を検証するために、日本、被爆地（広島、長崎）、米国、韓国、オーストラリアで実施したアンケート調査から得たデータ分析に基づく発表を行った。核拡散問題に関するこれまでの研究では、主として軍事的脅威と核抑止が取り上げられており、国際社会では核抑止に代わる安全保障政策として核軍縮も推進されているものの、それが核保有支持に与える影響は検証されてこなかった。芝井会員の発表は、人々が核軍縮に対する規範的価値を持つ場合、核軍縮への信頼は核抑止への信頼と負の相関を持つのではないかという仮説をデータで検証するものであった。発表では、核軍縮に対する規範的視点を持つ日本人、米国人、オーストラリア人について、核軍縮への信頼は核抑止への信頼と核保有への支持を減少させるが、安全保障環境が深刻になるほど、核軍縮に対する信頼の負の効果は弱まること示された。また、核保有に対する国民の支持を弱めるためには核抑止に対する信頼を弱めることが基本的かつ重要であるが、核軍縮への信頼と規範的視点を強化することは、核抑止への信頼を弱めることにつながることを指摘された。

司会兼討論者の河合会員からは、李会員に対しては、国内における軍や政治エリートによる強い反対にもかかわらずなぜイスラエルの核兵器開発は可能になったのか、芝井会員に対しては、核軍縮に対する規範的視点と軍縮・平和教育の関係などに関する質問が投げかけられ、フロアからの質問とあわせて活発な質疑応答がなされた。

（文責：河合公明）

部会：「新興技術と軍備管理・軍縮」

司会 佐藤丙午（拓殖大学）

基調報告：神崎宣次（南山大学）「新興技術が社会に及ぼす影響について」

報告1：鈴木達治郎（長崎大学）「新興技術と核軍縮：「核抑止」への影響とその対応」

報告2：齊藤孝祐（上智大学）「新興技術と安全保障—官民関係の変容がもたらす課題」

報告3：（京都産業大学）「AIの軍事利用と通常兵器の規制について：AI意思決定支援システムとLAWS/AWS」

報告4：田中極子（東洋英和女学院大学）「バイオテクノロジーの発展がもたらす安全保障上の懸念」

パネルディスカッション（上記報告者5名、及び質疑応答）

2024年度年次大会の部会は「新興技術と軍備管理・軍縮」と題し、神崎宣次（南山大学）氏が基調講演を行ったのち、前半を報告者による発表、後半を報告者によるパネルディスカッションにより実施された。

まず神崎氏は、「新興技術が社会に及ぼす影響について」と題した基調講演で、技術が社会に及ぼす影響は、その性格や特徴によって異なると指摘した。そして、応用倫理学の議論を紹介し、技術の変化により倫理が形成される過程を説明し、技術と倫理が同時並行で進展するものではなく、それぞれが相互作用を持ちながら別個に進展する特徴があるとした。この現実を踏まえ、神崎会員は、技術と倫理の進展の相互補完性を踏まえ、新興技術がもたらす社会変化を理解する必要があると強調した。

基調講演に続き部会報告が行われた。まず、鈴木達治郎（長崎大学）会員は「新興技術と核軍縮：「核抑止」への影響とその対応」と題した報告を行った。鈴木会員は、科学技術の進歩と戦争に関する歴史的な言説を紹介し、反戦科学の系譜を説明した。鈴木会員は、科学技術の進歩と共に、核抑止が高度に複雑なシステムに依存する現状を踏まえ、そこに生じる戦略的安定性の不安定性を強調し、特に人工知能（AI）がもたらすリスクを科学者の視点から指摘した。そしてこれを、科学者の社会的責任の文脈で、過去の取り組みを紹介した。

次に齊藤孝祐（上智大学）会員は、「新興技術と安全保障：官民関係の変容がもたらす課題」と題した報告を行った。齊藤会員は、AI、量子、次世代通信、宇宙、サイバーなど、新しい民生・商用技術が、社会や戦争のあり方を変える可能性を指摘した。これら技術の影響について、国際社会は予測に基づく対応が進展しているとし、技術の社会的偏在がその規制を困難にすると指摘した。齊藤会員は米国のAI規制の状況を紹介します、兵器やビジネスで用いられる技術の所在が官と民の横断で創出される現状をふまえ、研究開発の推進においても、またその規制においても両者の協力が必要になっている現状を解説した。岩本誠吾（京都産業大学）会員は、「AIの軍事利用と通常兵器規制について：AI意思決定支援システムとLAWS/AWS」と題した報告を行った。岩本会員は、兵器の国際法規制には、戦時の兵器使用の禁止・制限に関する人道法と平時の兵器開発・製造・保有の禁止・制限・管理に関する軍縮法の二つの存在を前提に、CCWで続くLAWSの議論を俯瞰して分析し、意思決定支援システムを中核とするAI規制には、①包括的な民生用、②間接的な軍事用、③直接的なAI兵器の三系統の議論が存在すると指摘した。その上で、LAWS・AWS規制の位置付けを整理し、国際社会が持ちうる選択肢として、ソフトローからハードローへの移行が予想されるとした。

田中極子（東洋英和女学院大学）会員は、「バイオテクノロジーの発展がもたらす安全保障上の懸念」と題した報告を行った。田中会員は、問題の背景として、自然界に存在す

る遺伝子に新たな機能を追加する機能獲得型研究の増加、遺伝子データ分析のデジタル化、そして新興技術とバイオテクノロジーの統合がみられるとした。田中会員は、遺伝子データに高度なパターン認識を加えることで、病原体の危険性を高めることが可能になったことを指摘し、これら改変は民間部門で可能なことから、政府が管理不能になっていることを指摘した。田中会員は米国の対応を紹介しつつ、国際社会においても、科学技術発展のフォローアップを行い、バイオテクノロジーと他の新興技術の統合に対する対応枠組み、政府、研究機関、産業界、DIYコミュニティにおける連携強化、対内投資、査証管理など、既存の枠組みを超えた関係者間での体制強化、産業界、研究機関に対するコンプライアンス、デューディリジェンス基準の強化などの画バンス強化が必要であるとした。基調講演と深い報告の後、佐藤丙午（拓殖大学）会員の司会のもと、パネルディスカッション（上記報告者5名）及び質疑応答が行われた。基調講演と部会での報告の共通した論点は、技術発展の予測不能性と、リスクに対する国際的な認識のレベルの差の存在、そしてこれら問題に対する軍備管理軍縮の観点からの枠組みの欠如、であった。会場からの質疑応答を含め、部会で扱った技術はそれぞれ異なるものの、新興技術がもたらす課題に対する議論の継続の必要性が指摘された。

（文責：佐藤丙午）

日本軍縮学会 16 回総会議事録

日時：2024 年 5 月 11 日（土） 12：40～12：55

於：慶應義塾大学東館 8 階ホール

1. 総務（総務委員長）

会員数の現状（現会員数 196 名）についての報告および 2023 年度決算（会計）についての報告がなされた。これと併せて、2024 年度予算案についての説明がなされ承認された。

2. 編集（編集委員長・代読）

『軍縮研究』第 13 巻 1 号の刊行についての報告がなされた。また、次号刊行に向けて、本研究大会の報告内容を基とする論考をはじめ、会員からの積極的な論文投稿の依頼がなされた。

3. 企画・運営（企画・運営委員長）

2024 年度研究大会が無事開催できたことについて、会員への謝辞が述べられた。また、来年度以降のフロンティア部会の充実についても検討していくことが報告された。

4. その他

青木会長より、次年度の研究大会の開催時期と場所について、4～5 月頃に関東圏で行われる可能性が高いとの意向が報告された。

また、会員による年会費の未納が現在大きな課題として理事会で認識されている点が報告され、この問題について、今後対応を理事会に一任いただくことで了承が得られた。

以上

日本軍縮学会第 20 回理事会議事録

日時：2024 年 5 月 11 日（土） 12：20～13：25

於：慶應義塾大学東館 8 階会議室

出席者：青木、秋山、榎本、岡松、佐藤、鈴木、田中、戸崎、向、山田

委任欠席：足立、西田

1. 総務（総務委員長）

(1) 会員数の現状（報告）

2024 年 4 月 1 日現在、会員総数は 196 名（うち、一般が 185 名、学生が 11 名）との報告がなされた。2023 年度においては、新規入会者 1 名、退会者 7 名いたことについても報告がなされた。

(2) 決算・予算 2023 年度決算（審議）

配布資料にしたがい、2023 年度の収支報告がなされた。

(3) 2024 年度予算案（審議）

配布資料にしたがい、2024 年度予算の提案がなされ、総会にて会員に諮る旨が承認された。

2. 編集（編集委員長）※代読

(1) 『軍縮研究』第 13 巻 1 号刊行（報告）

軍縮研究第 13 巻 1 号の刊行について、改めて報告がなされた。また、次号刊行に向けて、本研究大会の報告内容を基とする論考をはじめ、会員からの積極的な論文投稿を呼びかける点についても共有がなされた。

3. 企画・運営（企画・運営委員長）

(1) フロンティア部会の充実策（審議）

来年度の研究大会におけるフロンティア部会の充実を図りたい旨、山田企画・運営委員長より提案がなされた。具体的には、大学院生が登壇する際に旅費や滞在費の助成を行う等、学会として支援できる方策の検討が提案された。

4. 学会運営等に関する諸事項の報告・審議

(1) 新規入会者（審議）

5 月 10 日付のメールに基づき、新規入会者 2 名の入会に係る審議がなされ、当学会への入会が了承された。

(2) 『軍縮問題入門（第 5 版）』の進捗状況（報告）

5. その他

(1) 学会へのメディア取材への対応（審議）

当学会への取材希望があった旨の報告がなされた。そのうえで、個人レベルでの取材については、各会員の責任のもとに受けてもらい、また、学会全体に対する取材については、副会長対応いただくことについての了承が得られた。

(2) 総務委員会の補強

総務委員会の負担に鑑みて、委員の数を増やすことが急務であるとの認識が共有され、委員を引き受けてくれる会員への声掛けを行うことが了承された。

以上

日本軍縮学会第 21 回理事会議事録

日時： 2024 年 6 月 11 日（火） 18:00～19:00

於所： オンライン（Zoom）

出席者： 青木、足立、榎本、岡松、佐藤、鈴木、田中、戸崎、向、山田

欠席者： 秋山、西田

審議事項

1. 会費未納者の扱いについて、および（2）日本軍縮学会規約改定について
議論の結果、会員資格を失うのは未納期間丸「5年」とし、そのうえで、6年以上の未納者
に対しては最低限5年分の未納分をお支払いいただくことで学会員としての地位が継続さ
れるという二点が承認された。

3) 総務委員会の委員補填について
総務委員会の2名の追加について承認された。

その他

（1）メール不達者への対応について
今後どのような形式で対応するのか、検討していく旨確認がなされた。

（2）その他
各委員会委員の着任・退任は、各委員長より会長・副会長に相談のうえ、理事会に報告す
る流れとなっている点について確認がなされた。

以上

日本軍縮学会 連絡先

日本軍縮学会事務局

気付： 〒180-8629 東京都武蔵野市境 5-8
亜細亜大学（1号館 11212号室）

E-mail： disarmament@disarmament.jp

HP： <http://www.disarmament.jp/>

銀行口座： みずほ銀行虎ノ門支店 普通口座 4516522 日本軍縮学会

年会費： 3000円（学生 1000円）です。未納の方はお振込みをお願いします。

会員情報の修正・変更： 勤務先、住所、メールアドレス等、登録情報の修正や変更があり
ましたら、disarmament@disarmament.jp までご連絡下さい。